

事業概要

令和7年度

(令和6年度実績)



岡山市環境局

目 次

本 編

1	清掃事業の沿革		
	(1) ごみ処理		1
	(2) し尿処理		3
2	ごみ処理		
	(1) ごみ収集処理の状況		8
	(2) 生活系排水路の清掃		19
	(3) 啓発、広報活動		19
	(4) ごみの減量と資源化		19
	(5) 環境美化		22
3	し尿処理		
	し尿処理の状況		24
4	清掃関係施設・車両		
	(1) 清掃関係施設所在地		31
	(2) 清掃施設等一覧表		32
	(3) 保有車両		33
	(4) ごみ処理施設		34
	(5) し尿関係施設		40
5	産業廃棄物処理		
	(1) 産業廃棄物処理業等の許可		44
	(2) 監視・指導		45
6	環境保全		
	(1) 大気保全事業		46
	(2) 水質保全事業		47
	(3) 土壌汚染対策事業		48
	(4) 騒音・振動・悪臭防止事業		49
	(5) 公害苦情		49
	(6) 自然環境共生事業		50
	(7) 地球温暖化対策事業		51

(8) その他の環境保全事業		53
----------------	-------	----

資 料 編

資料 1	岡山市の概況		54
資料 2	組織		55
資料 3	事務分掌		56
資料 4	職員及び勤務状況		62
資料 5	安全衛生		65
資料 6	財政		66
資料 7	令和7年度一般廃棄物処理実施計画		73
資料 8	清掃事業年表		81

本編

1 清掃事業の沿革

(1) ごみ処理

(ア) ごみ処理事業のあゆみ

本市のごみ処理事業については明治29年委託により開始された。

明治33年4月1日に汚物掃除法が施行されたことに伴って、全市直営でごみを収集することとなった。当時の人口は約74,000人、世帯数は約13,500世帯であり、周辺の村を合併してごみ量も増加したが、荷車で収集するといった貧弱な収集体制であった。

その後、昭和15年に赤痢発生防止等市民の衛生面を考慮し、川に流していたお盆の御供物を川に流す前に収集するという「精霊送り」の行事が開始された。

昭和30年には、普通トラック4台、自動三輪車4台、荷車25台で収集作業をしていた。当時、機動力の増強・整備を早急にする必要があったが、財政的にその余裕がなかった。そのため昭和31年10月1日から一般家庭ごみの処理手数料徴収制度を実施し、職員16人で毎日集金を行った。この制度は昭和36年9月末まで続き、昭和36年10月1日より無料となった。

昭和37年本市で開催された全国国民体育大会を契機として、ごみステーション方式のモデル地区の設定、市内に散乱していた不法投棄ごみの処理、住民の美化意識向上等本市のごみ処理は大きく前進した。

昭和45年12月からごみの週2回収集(約10,000世帯)を始め、昭和51年3月28日に全市域に拡大するとともに、昭和53年6月26日の週から市内60%の地域(約10,000世帯)で「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」の3種分別による収集を実施した。「燃やせるごみ」は週2回、「燃やせないごみ」は週1回、「粗大ごみ」は本庁管内で2ヶ月に1回、その他の地域は年3回以上という分別収集体制を確立し、昭和56年11月23日に全市域に拡大した(犬島は平成13年4月から)。

また、家庭ごみに限らず、本市の処分施設に搬入される会社、商店等の事業所ごみについても、排出源である事業所に分別の指導を強化するとともに、昭和53年7月から有料化した。その後、昭和57年4月、平成元年4月(消費税導入3%)、平成6年7月、平成8年7月、平成9年4月(消費税率改訂5%)、平成16年4月、令和3年4月にそれぞれ手数料を改定し現在に至っている。

昭和63年度から、市民組織による資源回収を促進する「資源回収推進団体報奨金交付制度」、家庭から出るごみを減らすため平成元年度から平成11年度まで「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」、平成3年度から平成8年度まで「家庭用簡易焼却炉設置費補助金交付制度」を実施するなど、減量化・資源化対策として各種施策を推進した。

昭和50年代後半からの急激なごみ量の増加、多様化の中で焼却施設の老朽化や定期点検等によるごみ処理能力が低下、さらには埋立地の確保の困難性等のため、平成3年11月1日に「ごみ非常事態」を宣言した。

平成4年11月から浦安小学校区と西大寺南小学校区でモデル的に従来の3種分別に「資源化物」と「廃乾電池等」を加えた5種分別収集を実施。その結果を踏まえ、平成5年度か

ら3か年計画で順次5種分別収集区域を拡大し、平成7年度末には全市域で実施した。

さらに、容器包装リサイクル法の本格実施に先立って、平成8年9月から西大寺学区他2学区でペットボトルのモデル回収を実施、平成9年度からは本格回収を開始し、小学校区単位で拡大するとともに、店舗での拠点回収にも取り組み、平成17年9月に全市に拡大した。

また、ステーション回収等を補完するため、平成17年2月から東部資源回収所、当新田資源回収所で平日に資源化物を回収し、平成17年9月から一部の公民館等で空き缶回収と空きびんの回収を開始した。平成27年1月から西部資源回収所でも資源化物回収を開始した。

平成6年4月1日に、地域保健法第5条第1項に基づく、保健所の設置に伴い、産業廃棄物に関する許可・指導等の業務が加わった。

増加していたごみ量は、平成3年11月の「ごみ非常事態宣言」による市民・事業者の協力と減量化・資源化の各種施策の効果により平成2年度をピークにごみ量は減少し、平成8年3月31日に「ごみ非常事態宣言」は解除された。

粗大ごみについては、負担の公平性と市民サービスの向上、粗大ごみの減量化を図るため、年3～4回のステーション収集(無料)を平成13年4月1日から戸別収集(有料)に切り替えた。また、平成16年1月5日から粗大ごみの持込を電話予約制にし、平成23年5月1日からはインターネット受付も開始、ふれあい収集についても全市域に拡大した。

一方、可燃ごみ及び不燃ごみについても負担の公平性とごみの減量化を図るため、平成21年2月1日から有料指定袋を導入し有料制とした。平成22年7月15日からは、有料指定袋の種類に50袋を追加し、併せて、雑草の無料化を行うとともに、一部地域(直営・足守)で試行していた可燃ごみ等ふれあい収集について、平成25年5月1日より全市域で本実施を行った。

また、更なるごみの減量化資源化を図るため、平成20年12月1日より「ぎつがみ」の回収を始めるとともに「古紙・古布・ペットボトル」の回収を月1回から月2回とし、平成21年4月1日からは、てんぷら油の回収を開始した。平成22年6月1日からは、蛍光灯・食品発泡トレイの拠点回収を開始した。平成26年10月から資源化物全品目の原則月2回のステーション収集、平成27年1月からは、小型家電の拠点等回収を開始し、平成28年4月、食品透明トレイを拠点回収品目に追加。そして廃乾電池にボタン電池、家庭用充電式電池を追加した。

令和3年6月11日に、「プラスチック資源循環促進法」が公布され、令和4年4月1日から施行されたことを受け、これまで可燃ごみとして焼却してきたプラスチック資源を、令和6年3月から資源化物として分別回収を開始し、リサイクルしている。また、本市内でプラスチックの資源化を行うため、令和7年3月24日付で再商品化計画について環境大臣及び経済産業大臣の認定を受け、これにより市内で回収した硬質プラスチックを、市内の処理施設で再生原料に加工し、市内や県内のプラスチック製品の製造工場で使用することで、プラスチックの区域内循環が実現した。

（イ）ごみ処理施設のあゆみ

ごみ焼却施設についてはごみ量の増大、環境基準の強化に対応した整備を進めている。昭和53年12月20日にストーカ式の岡南環境センター（450 t /24 h）を完成させ、ごみの全量焼却を可能とした。その後もごみ量の増加に対応するため、平成6年1月31日に旧当新田焼却場を建て替え、流動床式の当新田環境センター（300 t /24 h）を完成させ、平成13年8月1日に流動床式で焼却灰のスラグ化施設を備えた東部クリーンセンター（450 t /24 h）を稼働させた。なお、岡南環境センターは、ダイオキシン類排出基準規制強化対策のため、排ガス高度処理施設及び焼却灰のスラグ化のための灰固形化施設の整備を平成15年2月28日に実施（220 t /24h）。平成28年4月1日には当新田環境センターの運営に、10年間の長期包括運營業務委託を導入した。各施設においては自家発電を行うとともに近隣のプール施設等への余熱供給を行っている。また、資源循環型社会の構築を目指して平成13年6月1日には東部リサイクルプラザを稼働させた。平成19年1月22日の市町村合併に伴い、岡山市の4つ目の焼却施設となった瀬戸クリーンセンターについては、平成22年3月31日をもって廃止となった。平成23年4月1日からは岡南及び当新田環境センターにおいて焼却残渣のセメント原料化事業を開始した。平成28年4月1日からは、東部クリーンセンターの焼却残渣の一部においてもセメント原料化事業を開始した。平成24年3月31日をもって御津・加茂川環境施設組合を解散した。平成27年1月5日から最終処分場に直接埋立されていた不燃ごみ等を処理するため、西部リサイクルプラザの運営を開始した。

令和2年4月1日より東部クリーンセンターの運営に、8年間の長期包括運營業務委託を導入した。また、岡山市では、玉野市、久米南町とごみ処理広域化を進めており、令和4年3月30日に岡南環境センターを廃止し、これを解体撤去したのちに、令和9年度を目途に可燃ごみ広域処理施設の供用を開始する予定としている。

最終処分場については古都南方最終処分場（約7.2万³m埋立期間S52.4.1～H3.6.1）から水処理施設を備えるものとなり、山田最終処分場（約81.1万³m埋立期間S56.6.15～H3.6.1）正儀最終処分場（約5万³mS57.5.1～H2.9.30）、松ヶ鼻最終処分場（約15.6万³mH3.6.3～H5.1.23）、浅越最終処分場（約12.3万³mH5.1.25～H7.5.5）を経て、平成7年5月8日より山上最終処分場（50万³m）において埋立を行うようになった。これに隣接して山上新最終処分場（45万³m）を平成11年から14年にかけて整備し、山上最終処分場の埋立完了に伴い、平成18年3月20日より埋立を開始した。各最終処分場は埋立完了後、スポーツ広場等に整備を行い、市民の憩いの場となっている。なお、山上最終処分場跡地を有効利用するため、民間事業者と土地賃貸借契約を行い、民設・民営による2メガワット程度の太陽光発電設備を設置している。

（２）し尿処理

（ア）し尿収集運搬制度のあゆみ

本市のし尿処理は、明治22年6月1日市制施行以降、明治33年4月「汚物掃除法」施行時についても、江戸時代後期と同様に市民と農家の自由契約により、農家は田畑の肥料として、自家処理できない市街地のし尿をひき取り、市民はその対価として、金品や野菜を受け取るという旧来の方法で行われてきたが、農家と市民の需要と供給のバランスも適当に

取れ、収集周期、収集作業面等についての保健衛生面での配慮が必要とされただけであった。自由契約以外のし尿収集としては、大正元年には市街地の公設便所(公衆便所)28ヶ所で、年間52.4石(9.4k1)を直営で収集し、農家へ売り渡していた。

昭和5年5月「汚物掃除法」の一部改正がなされ、し尿の収集・運搬・処理は市町村の義務とされた。これに伴い、本市でも原則的にはし尿の自由収集を禁止し、市街地を6区に分割・調整し、し尿収集区域として直営で月1回收集を開始した結果、年なし尿収集量は昭和5年で120.3石(21.7k1)と増加した。

当時のし尿・ごみ処理の担当課、係は衛生課清掃係で掃除監督長(1名)、掃除監督(3名)、掃除人夫(延13,884名)の陣容で公衆便所掃除、汚物搬出、溝渠掃除を行っている。

その後、昭和20年ごろまで、人口増に比例しし尿収集が年々増加してきた。そこで、収集区域を見直し、また月2回收集を実施、さらに周辺地域にし尿貯留槽を設置することで対応していった。そして、搬出先も市外の農村地区へと広がっていった。

戦後、本市でも清掃事業は環境衛生の面からばかりでなく、都市の美観という見地から市民生活に直結している市政の重要施策に揚げ、近代化に着手した。

し尿処理事業についても昭和29年7月「清掃法」制定に伴い、清掃条例を全文改正し、従来、「汚物掃除法」では専従のし尿収集者は法的には存在していなかったものも、実態に即した様に、汚物取扱業(し尿)の許可を与え、直営を補完させることになった。

昭和30年度の汚物取扱業(し尿)の許可業者は19社であったが、昭和40年6月「清掃法」の一部改正に伴い許可制から委託制への切替えの行政指導が全国的に行われ、本市においても委託制への切替え第1段階として昭和42年8月から直営・業者の区域割制を実施し、業者を統合するよう行政指導し、2社に企業合同させたが、種々の要因により委託制への切替えは実現しなかった。企業合同後、許可業者は業界の再編成、昭和44年2月から昭和50年5月の周辺市町村合併等で、9社になった。さらにその後、平成16年4月に一部業者の再編(し尿部門の集約化)により6社となり、平成17年3月には御津・灘崎両町との合併で、許可業者数は8社(そのうちの1社に旭川中部衛生施設組合が御津地区を委託)となり、平成19年1月には建部・瀬戸両町との合併で、許可業者数は9社(そのうち2社に旭川中部衛生施設組合が御津・建部地区を委託)となった。平成23年4月より、旭川中部衛生施設組合が委託していた御津・建部地区を許可制に変更した。また、平成28年2月に一部業者の再編(し尿部門の集約化)により8社となった。

(イ) し尿の処理方法と施設

収集したし尿の処理については、昭和20年代後半頃から、化学肥料の普及により、必然的に農地還元量も減少し、人口の都市集中傾向による排出し尿量の増加と相まってその処理に苦慮してきたため、昭和30年3月からし尿海洋投棄を実施した。

し尿海洋投棄については、昭和48年3月までは瀬戸内海の播磨海域へ投棄し、以後、昭和54年8月までは和歌山県沖のB及びC海域への外洋投棄を行った。またこの間、終末処理施設についても、昭和41年5月から昭和43年3月に神崎処理場(70k1/日)、清鶴苑(50k1/日)、旭西浄化センター(110k1/日)、一宮処理場(100k1/日)があいついで建設され、処理能力アップが図られた。さらに昭和49年3月、神崎処理場を70k1/日から100k1/日へ増設

し、昭和54年3月、一宮処理場(以後、一宮浄化センターに名称変更)に200k1/日の新施設が増設され、100パーセントの施設処理が確保できたので、昭和54年8月で海洋投棄を廃止した。

この後、昭和60年11月には老朽化した清鶴苑が80k1/日の近代的な施設として更新されるとともに、離島である犬島に新たに犬島浄化センター(0.35k1/日)を建設、昭和62年7月から供用を開始し、平成9年3月には老朽化した神崎処理場が180k1/日の施設として更新された。

し尿処理量については、生し尿は昭和50年代前半まで漸増し、以降は横ばいから減少に転じているが、し尿処理施設への負荷を軽減させ、施設の円滑な運転を確保するため、移動脱水車による「固液分離」業務を開始、昭和54年6月から現場における脱水、昭和57年1月から当新田貯留槽における脱水処理を行ってきた。

さらに、昭和60年3月には脱離液処理施設として当新田浄化センター(70k1/日)を建設した。また、平成17年3月の御津町との合併により、御津町に建設されていた旭清苑(42k1/日)が岡山市内の処理施設となった。

児島湖流域下水道浄化センターへの汚水全量送水に伴い、平成24年3月末をもって、旭西浄化センターの汚水処理機能を停止した。

平成26年度から開始した一宮浄化センター施設改修工事が令和3年6月に完了した。引き続き、管理棟、水処理棟、汚泥処理棟の改修、旧100k1系の跡地利用の検討を行っている。

(ウ) し尿処理手数料の徴収

本市のし尿処理料金体系については、「清掃法」施行に伴い、昭和29年10月361→25円のし尿処理手数料を制定し、昭和40年4月、昭和46年8月、昭和49年4月、昭和52年2月と従量制による料金改訂を行ってきたが、昭和52年12月に岡山市廃棄物処理懇談会から「従来の従量制料金は理論上は合理的であるが、料金問題にからむ市民の苦情があり、これを解消させるためには、この際、発想の転換をはかり、料金制度を定額制に移行すべきである。また、定額制料金においては、定期収集が前提条件であり、料金体系及びサービスの向上の面から、原則として1ヶ月1回の収集を義務づけるとともに、定期収集体制を確立させる必要がある。」との意見書が提出され、種々の角度から検討した結果、定額制導入を決定しこれに移行する前段階として、昭和53年2月に全市を対象として「し尿処理実態調査」を実施し、昭和55年7月「し尿収集区域の調整」(業者区域のみ)を行い、昭和55年10月1日し尿料金制度に定額制を導入し、併せて定期収集制度を実施した。その後、平成元年4月1日(消費税導入3%)、平成4年4月1日、平成6年4月1日、平成9年4月1日(消費税率改定5%)、平成26年4月1日(消費税率改定8%)及び令和元年10月1日(消費税率改定10%)及び令和7年4月1日にそれぞれ手数料を改定した。令和4年4月から仮設便所について手数料を改正した。

なお、直営収集区域のし尿処理手数料の徴収については、市職員が各戸集金を行っていたが、議会からの指摘や市民からの要請に応えるため、昭和60年4月から、2ヶ月を1期とする自主納付制に変更(一部を除く)、また、昭和61年4月から口座振替を導入し、集金

経費の削減と市民サービスの向上につとめている。

（エ）合理化事業（旧岡山市）

公共下水道等の整備により、し尿処理業者の業務量が減少していく中、経営規模の適正化とし尿処理業務の安定等を目的とする「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合理化措置法」という。）の趣旨を尊重し、昭和51年以降、市内9つのし尿処理許可業者全てが加入する協同組合岡山市環境整備協会（以下「環境整備協会」という。）を窓口に協議し、覚書等を結び、影響を受けている業者及び環境整備協会に対して「代替業務の提供による支援」を実施してきた。

平成14年度包括外部監査の結果報告書の指摘を受け、平成15年7月31日に岡山市総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会が設置され、「平成16年度以降の合理化事業のあり方」と「これまでの合理化事業の清算」の二つに分けて審議され、提言書等が提出された。これらの提言書等を受けて環境整備協会と合理化事業計画策定及び過去の清算に向けた交渉を行い、協定書を結び、合理化措置法に基づく「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」（以下「合理化事業計画」という。）を策定し、県の承認を平成16年3月25日に受けた。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施することとなり、許可台数は、50台（平成11年の暫定減車4台を含む。）から17台減車し、33台体制となった。（過去の清算）

なお、業界の再編により、平成16年4月1日からし尿処理の許可業者は9社から6社（合併前の旧岡山市）となり、平成16年度から平成20年度までの合理化事業計画に基づき対象となる2社に対して代替業務の提供による合理化事業を実施し、許可台数は、33台から5台減車し、28台体制となった。（第1次合理化事業計画）

「平成21年度以降の合理化事業のあり方」について審議するため、平成20年8月19日に岡山市総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会を開催、以後3回にわたって審議され、提言書が提出された。この提言書を受けて環境整備協会と平成21年度から平成25年度までの合理化事業計画を策定し、県の承認を平成22年3月29日に受けた。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施し、許可台数は28台から4台減車し、24台体制となった。（第2次合理化事業計画）

また、「平成26年度以降の合理化事業のあり方」について審議するため、平成25年6月5日に岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会を開催、以後5回にわたって審議され、提言書が提出された。この提言書を受けて環境整備協会と平成26年度から平成30年度までの合理化事業計画を策定した。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施することとなり、許可台数は24台から3台減車し、21台体制となる。（第3次合理化事業計画）

さらに、「平成31年度以降の合理化事業のあり方」について審議するため、平成30年6月7日に岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会を開催、以後4回にわたって審議され、提言書が提出された。この提言書を受けて環境整備協会と令和元年度から令和5年度までの合理化事業計画を策定し、県の承認を令和2年3月9日に受けた。この合理化事業

計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施し、許可台数は21台から3台減車し、18台体制となった。（第4次合理化事業計画）

第4次合理化事業計画終了後の「令和6年度以降の合理化事業のあり方」について検討を行ったが、本市においては、下水道の整備促進が継続される中、し尿処理量は引き続き減少しており、し尿処理に携わる業者は大きな影響を受けると判断した。し尿の適正な処理を将来にわたり確保するため、業界との交渉も踏まえ、環境整備協会と令和6年度から令和10年度までの合理化事業計画を策定した。この合理化事業計画により、収集車両の計画的な減車と対象業者に対して代替業務の提供による合理化事業を実施し、許可台数18台から3台減車し、15台体制となる。（第5次合理化事業計画）

2 ごみ処理

(1) ごみ収集処理の状況

岡山市におけるごみの収集量は、昭和50年代の後半から年々増加していたが、平成3年11月1日の「ごみ非常事態宣言」により、市民・業者の理解を得ることができたため、平成2年度の22万1千トンを経済成長に減少傾向に転じることができた。しかし、その後、産業構造・生活様式等の変化とあいまって、ごみ質も多様化しごみ排出量は増加傾向に転じ、近年高止まりの状態となっており、より一層の減量化・リサイクルの推進が課題となっていた。このため、平成20年12月1日からは新たに「雑紙（ざつがみ）」を回収するとともに「古紙・古布・ペットボトル」の回収を月2回とした。また、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみ処理に対する負担の公平性を確保するため、平成21年2月1日から家庭ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の有料化を導入した。さらに、平成21年4月1日からは、てんぷら油の回収を開始し、平成22年6月1日からは、蛍光管・食品発泡トレイの拠点回収を開始した。平成26年10月から資源化物全品目の原則月2回のステーション回収、平成27年1月からは、小型家電の拠点等での回収を開始し、平成28年4月、透明食品トレイを拠点回収品目に追加。そして廃乾電池にボタン電池、家庭用充電式電池を追加した。

一般家庭から排出されるごみの収集運搬業務については、直営と委託方式(13社及び1組合)により実施している。また、足守地区は、平成15年度に粗大ごみを除く家庭ごみについて総合評価方式入札による委託を行い、平成20年5月1日からは条件付の一般競争入札により5年間の長期継続契約を締結している。

収集は、可燃性・不燃性及び資源化物についてはステーション方式で収集し、粗大ごみについては、平成13年4月から事前申込みによる戸別収集(有料制)により収集している。

なお、祝日の収集については、昭和53年7月から実施している。

また、処理・処分については可燃性ごみの処理は当新田環境センター(300t/24h)と東部クリーンセンター(450t/24h)で焼却処理している。

不燃性ごみについては、本庁管内の旭川東地域と西大寺地区並びに上道地区・灘崎地区・瀬戸支所管内については東部リサイクルプラザで、その他の地域については西部リサイクルプラザで破砕・分別処理を行っている。

粗大ごみについては、東部リサイクルプラザ及び西部リサイクルプラザに搬入し、破砕・選別処理を行った後に、残渣については山上新最終処分場で埋立処理している。

資源化物については、東部リサイクルプラザ及び西部リサイクルプラザで空き缶・ガラスびん・古紙・古布・ペットボトルなどの二次選別・圧縮処理や管理を行っている。

なお、ペットボトルについては、ステーションでの収集のほか市内のスーパーマーケット・デパート等で拠点回収も行っている。

平成17年3月22日御津郡御津町、児島郡灘崎町が合併により編入され、両町から排出される廃棄物の処理を開始した。

また、平成17年9月から空き缶・ガラスびんについても、ステーションでの収集のほか公民館等の市有施設で拠点回収を開始した。

さらには、平成19年1月22日御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町が合併により編入され、旧瀬戸町から排出される廃棄物の処理を開始した。(建部地区については、従来どおり岡山市久米南町衛生施設組合でごみの処理を行っている。)

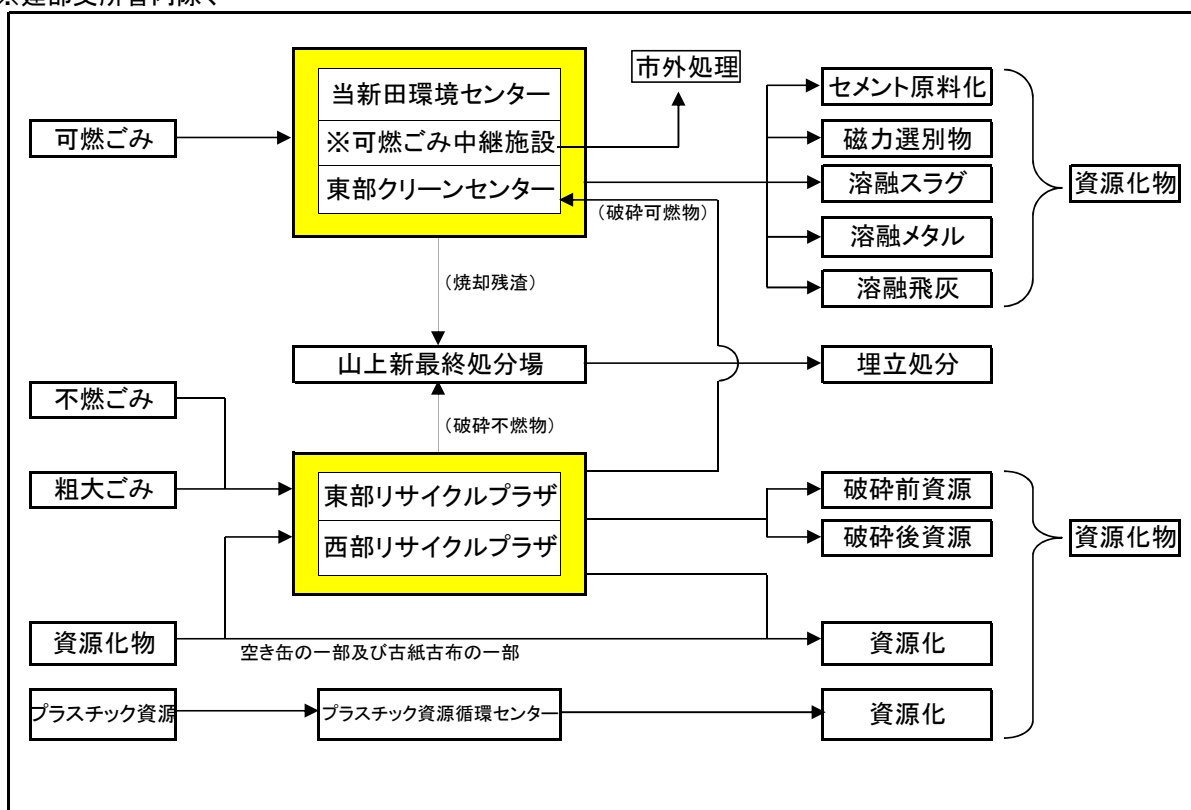
資源化物の拠点回収については、平成22年6月1日から市有施設の回収場所を拡大し、新たに民間協力事業者、登録電器店が加わった。

プラスチックについては、令和6年3月から資源化物として分別回収を開始し、プラスチック資源循環センターで中間処理を行った後、再商品化事業者への引き取りを行っている。

○ 岡山市のごみ・資源化物処理フローシート

(令和7年4月1日現在)

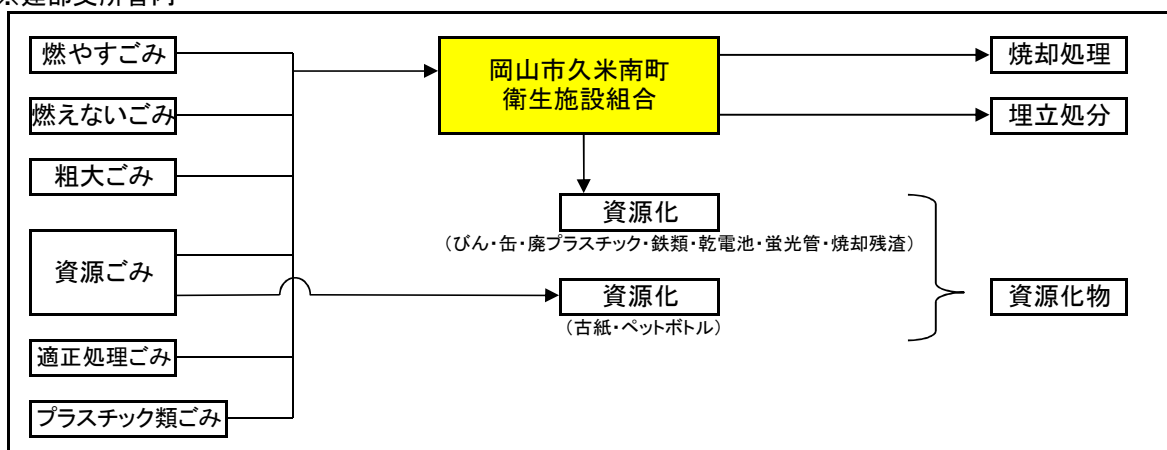
※建部支所管内除く



※令和4年3月、山上新最終処分場へ可燃ごみ中継施設を建設

※令和6年3月、プラスチック資源の分別回収開始

※建部支所管内



※建部支所管内のごみ・資源化物については岡山市久米南町衛生施設組合にて処理するため、岡山市の処理施設には入っていない。

○ ごみ収集対象世帯及び人口

(令和7年4月1日現在)

区分	収集対象世帯・人口・収集量					
	世帯数	率	人口(人)	率	収集量(t)	率
直営	147,765	43.18%	278,762	40.07%	46,453.70	39.58%
委託	191,922	56.09%	412,009	59.22%	70,244.75	59.85%
一部事務組合	2,505	0.73%	4,919	0.71%	677.64	0.58%
合計	342,192	100%	695,690	100%	117,376.09	100%

※収集量は、可燃・不燃・粗大ごみと資源化物を含めたもの

※世帯数及び人口は、令和6年12月末現在

○ 分別収集実施状況

地 区 名		収 集 担 当		
		家庭ごみ	粗大ごみ	資源化物 廃乾電池等
本庁地区	中心部	直営	委託	直営
	外周部	委託		委託
西大寺地区	中心部	直営	直営	直営
	外周部	委託		委託
足守地区		※委託	委託	※委託
※足守地区家庭ごみ収集(粗大ごみを除く)は平成15年4月1日から委託				
津高、一宮、高松、吉備、福田、妹尾、興除、藤田、上道地区		委託	委託	委託
御津地区		委託	委託	委託
灘崎地区		委託	委託	委託
瀬戸地区		委託	直営	直営及び委託
建部地区		一部事務組合		

[5種分別内容]

区 分		旧岡山市・御津・灘崎地区	瀬戸地区	建部地区
可燃ごみ		台所の生ごみ・ゴム類・革製品	旧岡山市と同じ	台所の生ごみ・衣類等
不燃ごみ		ガラスくず・陶磁器類等	〃	ガラスくず・陶磁器類・小型電気製品等
粗大ごみ		家具・自転車・家電品・布団等・20ℓの有料指定ごみ袋に入らないもの	〃	専用ごみ袋に入らないもの又は重さが10kgを超えるもの
資源化物	プラスチック資源	プラスチック類	プラスチック類	プラスチック類ごみ等
	古紙類	新聞・雑誌・ざつがみ・段ボール・紙パック	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑紙	新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・雑紙
	缶 類	空缶・スプレー缶	空缶・スプレー缶	空缶
	びん類	透明びん・茶色びん・その他のびん	透明びん・茶色びん・その他のびん	透明びん・茶色びん・その他のびん
	古 布	古布	古布	—
	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル(拠点回収)	ペットボトル
	てんぷら油	てんぷら油	てんぷら油	—
	蛍光管	蛍光管(拠点回収)	蛍光管(拠点回収)	—
	小型家電	小型家電(拠点回収)	小型家電(拠点回収)	—
廃乾電池・体温計等		乾電池・充電式電池(リチウムイオン電池)・ボタン電池・水銀入り体温計・水銀入り血圧計	乾電池・充電式電池(リチウムイオン電池)・ボタン電池・水銀入り体温計・水銀入り血圧計(拠点回収)	乾電池・体温計・蛍光管・電球

○ ごみステーション数

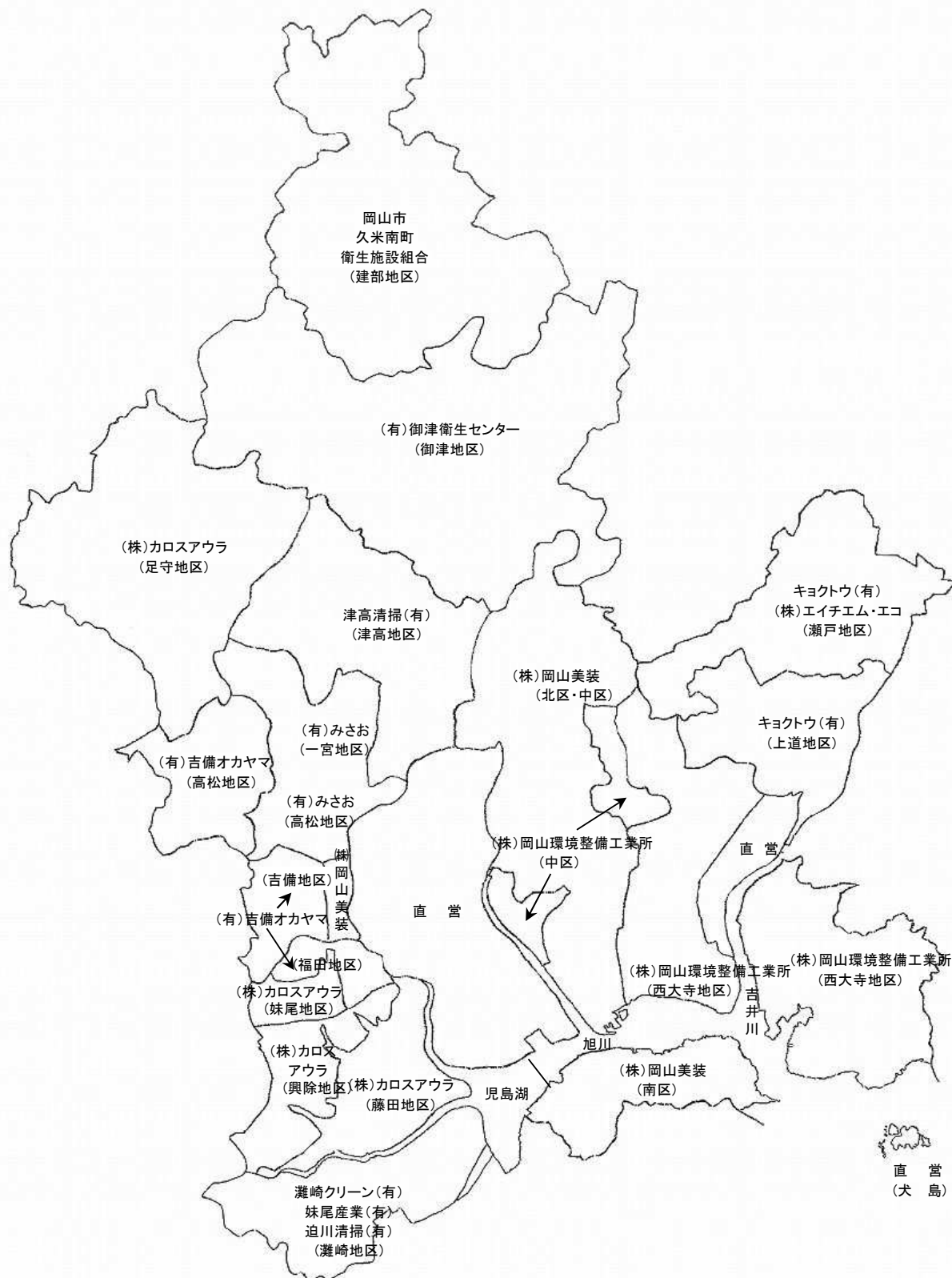
(令和7年4月1日現在)

地区	担当	可燃・不燃	資源化物
本庁	直営	4,215	1,237
	委託	2,149	829
西大寺	直営	310	98
	委託	611	276
津高	委託	288	91
一宮		271	88
高松		238	91
吉備		254	114
福田		102	40
妹尾		229	74
興除		106	61
藤田		104	76
上道		205	97
足守		256	120
御津		217	66
灘崎		120	118
瀬戸		327	323
建部	一部事務組合	175	44
計		10,002	3,799

(計には建部支所管内を含まない。)

ごみ収集区域図(粗大ごみを除く)

令和7年4月1日現在



104,469.83
96,866.70
96,819.50
47.20
3,293.93
3,251.28
42.65
4,309.20
1,177.56
3,131.64

75,493.46
72,538.66
68,390.70
4,147.96
1,856.24
1,514.40
341.84
1,098.56
899.08
199.48

16,642.47
16,642.47
15,258.35
1,384.12

502.56

1,885.86
1,862.55
23.31

202.82
202.82

1,289.48
780.77

搬入施設		計	④ 可燃ごみ 169,405.36
可燃ごみ	山上中継施設	13,396.13	
	当新田環境センター	46,079.24	
	東部クリーンセンター	37,594.15	
不燃ごみ	東部リサイクルプラザ*	1,258.59	③ 不燃ごみ 5,150.17
	西部リサイクルプラザ*	2,009.70	
	山上新最終処分場	25.64	
粗大ごみ	東部リサイクルプラザ*	3,350.70	③ 粗大ごみ 5,407.76
	西部リサイクルプラザ*	958.50	

搬入施設		計	③ 可燃ごみ 368.53
可燃ごみ	山上中継施設	-	
	当新田環境センター	6,793.93	
	東部クリーンセンター	65,541.91	
不燃ごみ	東部リサイクルプラザ*	3.40	③
	西部リサイクルプラザ*	3.40	
	山上新最終処分場	1,484.31	
粗大ごみ	東部リサイクルプラザ*	931.02	③
	西部リサイクルプラザ*	167.54	

搬入施設等		計	資源化物 16,754.44
資源化物	東部リサイクルプラザ*	2,563.30	
	西部リサイクルプラザ*	2,745.98	
	卸業者直接搬入	4,833.19	
	小型家電直接引取り	149.96	
	建部地域	111.97	
	プラ資源	6,350.04	

※拠点回収(直営)のペットボトル東部搬入
※建部地域は組合処理

搬入施設等		可燃	E 産業廃棄物 1,885.86
産廃	東部クリーンセンター	1,885.86	

搬入施設等		計	他自治体ごみ 202.82
他自治体ごみ	東部クリーンセンター	202.82	

建部地域内訳				収集	持込	許可
可燃				560.91	219.86	-

東部クリーンセンター計		110,084.65
可燃ごみ		103,136.06
産業廃棄物		1,885.86
他自治体ごみ		202.82
施設間		4,859.91

直接埋立		2,012.51
不燃	山上新最終処分場	1,509.95
汚泥	山上新最終処分場	502.56

破碎処理		9,087.66
不燃ごみ計		3,640.22
東部リサイクルプラザ*		1,627.12
西部リサイクルプラザ*		2,013.10
粗大ごみ計		5,407.76
東部リサイクルプラザ*		4,281.72
西部リサイクルプラザ*		1,126.04
施設間計		39.68
東部リサイクルプラザ*		39.68

資源化物		16,754.44
収集及び回収所等		
空き缶計		780.05
東部リサイクルプラザ*		362.68
西部リサイクルプラザ*		86.46
卸業者直接搬入		325.13
建部地域		5.79
空きびん計		3,340.10
東部リサイクルプラザ*		1,729.38
西部リサイクルプラザ*		1,585.65
建部地域		25.07
古紙・古布計		4,706.70
東部リサイクルプラザ*		24.65
西部リサイクルプラザ*		115.47
卸業者直接搬入		4,508.06
建部地域		58.52
ペットボトル計		1,114.84
東部リサイクルプラザ*		296.19
西部リサイクルプラザ*		814.41
建部地域		4.24
廃乾電池・体温計等計		153.20
東部リサイクルプラザ*		68.98
西部リサイクルプラザ*		82.35
建部地域		1.87
蛍光管計		37.91
東部リサイクルプラザ*		30.20
西部リサイクルプラザ*		7.08
建部地域		0.63
食品発泡トレイ計		-
東部リサイクルプラザ*		-
西部リサイクルプラザ*		-
廃プラスチック計		15.85

※プラ資源のうち不適物 314.12t含む

⑤

破碎後可燃物		4,545.79
--------	--	----------

粗大	東部リー東部ク	3,313.01
	西部リー東部ク	1,232.78

破碎後不燃物		2,175.06
--------	--	----------

不燃	東部リー山上新	1,092.05
	西部リー山上新	1,083.01

※プラ資源のうち不適物(不燃、粗大)

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

③

※プラ資源のうち不適物 0.33 t除く

※資源化率の分母

① 集団回収 3,595.74

② 直接資源化 67,377.88

③ 中間処理 20,868.33

④ 直接焼却 170,513.67

⑤ 直接埋立 1,509.95

※プラ資源のうち不適物 18.70 t除く

※プラ資源に含む(R6.3以降)

資源化率 $\frac{a+b+d+e+k+m+n+B+C-g-h-i-j}{①+②+③+④+⑤} = \frac{94,821.91}{263,865.57}$

※令和4年度実績から資源化率算定式を一般廃棄物処理実態調査に整合させた。

埋立処分率 $\frac{c+l-f-o}{A+D+E} = \frac{5,980.67}{200,283.66}$

溶融スラグ計		4,010.60
東部センター		4,010.60
溶融メタル計		80.00
東部センター		80.00
溶融飛灰計		1,114.79
東部センター		1,114.79
セメント資源等計		6,520.15
当新田センター		4,599.80
東部センター		1,920.35
市外処理分計		704.00
倉敷市(市営)		704.00

埋立処分		5,997.04
埋立	山上新最終処分場	5,604.04
市外	倉敷市(市営)	393.00

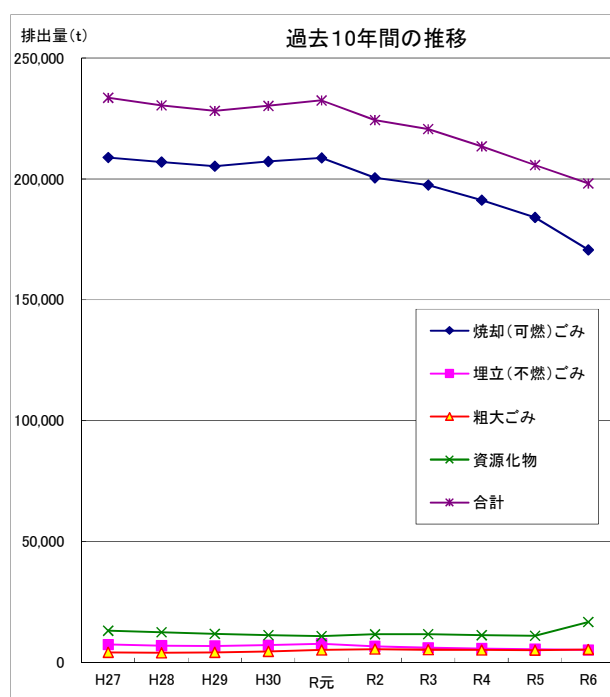
破碎前資源		503.17
小型家電	東部リサイクルプラザ*	206.93
	西部リサイクルプラザ*	111.14
家電品	東部リサイクルプラザ*	32.94
	西部リサイクルプラザ*	7.63
金属類	東部リサイクルプラザ*	105.14
	西部リサイクルプラザ*	39.39

破碎後資源		1,052.61
破碎鉄	東部リサイクルプラザ*	552.22
	西部リサイクルプラザ*	354.75
破碎アルミ	東部リサイクルプラザ*	60.78
	西部リサイクルプラザ*	84.86

資源化物搬出量計		14,054.64
引取業者直接搬出量計		355.51
古紙・古布		19.03
びん・乾電池		-
缶		336.48
東部資源化物搬出量計		3,449.89
古紙・古布		1,449.48
びん・乾電池		1,381.42
缶(スプレー缶含む)		307.03
ペットボトル		260.74
食品発泡トレイ		-
てんぷら油		51.22
西部資源化物搬出量計		5,196.58
古紙・古布		3,180.34
びん・乾電池		1,309.76
缶		6.89
ペットボトル		645.02
食品発泡トレイ		-

〇ごみ収集搬入実績

内 訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却(可燃)ごみ	直 営	51,260.22	49,878.34	48,862.87	48,345.42	48,624.31	47,869.52	47,351.38	45,413.96	43,167.50
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	72,984.43	71,250.03	70,750.29	70,894.62	72,127.22	71,364.40	70,785.90	69,548.33	65,786.59
	自己搬入	291.09	279.57	230.59	317.29	332.32	352.83	337.07	287.00	291.36
	事業所	9,418.64	9,351.76	8,778.36	9,028.85	8,869.06	8,497.16	8,710.64	5,130.20	4,606.89
	許可業者	74,910.54	76,270.19	76,607.72	78,653.13	78,734.12	72,399.49	70,333.98	70,910.61	68,606.07
	合 計	208,864.92	207,029.89	205,229.83	207,239.31	208,687.03	200,483.40	197,518.97	191,290.10	184,061.96
埋立(不燃)ごみ	直 営	2,283.34	2,118.09	2,052.90	1,989.79	1,964.90	1,994.44	1,787.08	1,570.12	1,486.80
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	3,020.10	2,800.42	2,804.55	2,813.49	2,754.95	2,969.42	2,647.57	2,365.60	2,165.09
	自己搬入	60.76	66.09	69.30	102.37	132.50	75.84	63.70	60.30	54.05
	事業所	186.09	188.55	181.68	328.94	901.30	313.65	273.69	296.87	310.58
	許可業者	1,912.69	1,799.84	1,748.78	1,881.25	1,975.01	1,323.08	1,336.82	1,492.54	1,443.09
	合 計	7,462.98	6,972.99	6,857.21	7,115.84	7,728.66	6,676.43	6,108.86	5,785.43	5,194.94
粗大ごみ	直 営	93.42	94.34	101.06	127.79	131.76	134.42	133.01	103.90	94.95
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	861.30	797.74	837.02	889.40	1,011.14	1,194.45	1,305.86	1,222.35	1,147.54
	自己搬入	2,322.30	2,252.85	2,286.83	2,363.03	2,649.40	2,850.50	2,582.95	2,608.84	2,797.30
	事業所	229.33	219.34	269.98	357.89	275.48	287.50	278.40	242.33	217.51
	許可業者	675.96	610.60	701.10	818.09	1,125.44	1,068.69	1,032.58	989.84	875.29
	民間施設搬入									
	合 計	4,182.31	3,974.87	4,195.99	4,556.20	5,193.22	5,535.56	5,332.80	5,167.26	5,132.59
資源化物	直 営	5,747.37	5,396.91	4,989.89	4,780.01	4,553.60	4,981.24	5,006.72	4,873.21	4,776.99
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	6,107.70	5,732.77	5,465.25	5,176.30	4,883.47	5,166.19	5,085.93	4,802.83	4,733.66
	自己搬入	1,231.89	1,376.79	1,408.31	1,416.81	1,453.78	1,549.98	1,616.04	1,602.60	1,554.57
	事業所	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.38	0.00	0.00	0.04
	許可業者									
	合 計	13,086.96	12,506.47	11,863.45	11,373.13	10,890.85	11,697.79	11,708.69	11,278.64	11,065.22
合 計	直 営	59,384.35	57,487.68	56,006.72	55,243.01	55,274.57	54,979.62	54,278.19	51,961.19	49,526.24
	借 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託	82,973.53	80,580.96	79,857.11	79,773.81	80,776.78	80,694.46	79,825.26	77,939.11	73,832.88
	自己搬入	3,906.04	3,975.30	3,995.03	4,199.50	4,568.00	4,829.15	4,599.76	4,558.74	4,697.28
	事業所	9,834.06	9,759.65	9,230.02	9,715.69	10,045.84	9,098.69	9,262.73	5,669.40	5,134.98
	許可業者	77,499.19	78,680.63	79,057.60	81,352.47	81,834.57	74,791.26	72,703.38	73,392.99	72,528.00
	民間施設搬入									
	合 計	233,597.16	230,484.22	228,146.48	230,284.48	232,499.76	224,393.18	220,669.32	213,521.43	205,719.38



岡 山 市 ご み 量 の 推 移 (住 基 人 口 ベ ー ス)

(単位:t)

年度	家庭系ごみ				事業系ごみ				合計				収集人口 毎年12月末 (H13まで3月末)	上段は市民一人当たりの年間排出量(単位kg) 下段は市民一人当たりの年間の排出量			直接資源化	中間処理 (焼却以外)	資源化搬出 (R3まで収集)	資源 (その他)	集団回収	大規模事業者・ 民間事業者	資源化量計	直接埋立量	資源化率
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計		家庭系	事業系	合計									
平成17 前年比	155,479.44 101.1%	8,997.74 90.9%	2,734.26 78.0%	167,211.44 100.0%	76,941.80 100.0%	3,362.69 88.0%	2,548.57 73.8%	82,853.06 100.7%	232,421.24 90.1%	12,360.43 90.1%	5,282.83 75.9%	250,064.50 99.5%	669,349 104.6%	249.8 684	123.8 339	373.6 1,024		12,736.18 113.9%	12,841.05 92.9%	18,958.74 106.1%		44,535.97 103.9%		15.81%	
平成18 前年比	157,375.71 101.2%	9,036.40 100.4%	3,202.09 117.1%	169,614.20 101.4%	78,583.02 102.1%	2,138.91 63.6%	2,274.78 89.3%	82,996.71 100.2%	235,958.73 101.5%	11,175.31 90.4%	5,476.87 103.7%	252,610.91 101.0%	671,442 100.3%	252.6 692	123.6 339	376.2 1,031		13,381.79 105.1%	13,249.22 103.2%	17,378.39 91.7%		44,009.40 98.8%		15.60%	
平成19 前年比	154,997.75 98.1%	8,647.59 95.2%	3,313.76 102.3%	166,959.10 98.0%	80,454.64 102.1%	2,589.34 120.9%	1,883.45 82.7%	84,927.43 102.0%	235,452.39 99.4%	11,236.93 100.1%	5,197.21 94.2%	251,886.53 99.3%	695,879 100.5%	239.9 656	122.0 333	362.0 989		13,167.73 96.8%	12,333.85 92.8%	16,453.01 93.9%		41,954.59 94.5%		14.90%	
平成20 前年比	148,827.76 96.0%	8,550.68 98.9%	3,344.95 100.9%	160,723.39 96.3%	79,956.78 99.4%	2,901.69 112.1%	1,450.31 77.0%	84,308.78 99.3%	228,784.54 97.2%	11,452.37 101.9%	4,795.26 92.3%	245,032.17 97.3%	697,882 100.3%	230.3 631	120.8 331	351.1 962		13,440.84 102.1%	11,212.36 90.9%	15,600.55 94.8%		40,253.75 95.9%		14.69%	
平成21 前年比	124,869.39 83.9%	5,942.43 69.5%	3,312.14 99.0%	134,123.96 83.5%	77,879.38 97.4%	3,162.62 109.0%	1,327.33 91.5%	82,369.33 97.7%	202,748.77 88.6%	9,105.05 79.5%	4,639.47 96.8%	216,493.29 88.4%	699,776 100.3%	191.7 525	117.7 323	309.4 848		16,295.43 121.2%	10,649.81 95.0%	14,741.50 94.5%		41,686.74 103.6%		16.84%	
平成22 前年比	123,440.20 98.9%	6,157.81 103.6%	3,451.94 104.2%	133,049.95 99.2%	76,519.55 98.3%	3,109.14 98.3%	1,354.34 102.0%	80,983.03 98.3%	199,959.75 98.6%	9,266.95 101.8%	4,806.28 103.6%	214,032.98 98.9%	700,498 100.1%	189.9 520	115.6 317	305.5 837		15,224.55 93.4%	10,143.25 95.2%	13,860.11 94.0%		39,227.91 94.1%		16.14%	
平成23 前年比	126,750.11 102.7%	6,380.58 103.6%	3,603.59 104.4%	136,734.28 102.8%	77,330.05 101.1%	2,481.14 79.8%	1,268.89 93.7%	81,080.08 100.1%	204,080.16 102.1%	8,861.72 95.6%	4,872.48 101.4%	217,814.36 101.8%	702,052 100.2%	194.8 532	115.5 316	310.3 848		14,338.36 94.2%	15,841.83 156.2%	13,275.73 95.8%		43,455.92 110.8%		17.71%	
平成24 前年比	125,591.19 99.1%	6,152.12 96.4%	3,349.89 93.0%	135,093.20 98.8%	78,169.36 101.1%	2,849.08 114.8%	1,217.60 96.0%	82,236.04 101.4%	203,760.55 99.8%	9,001.20 101.6%	4,567.49 93.7%	217,329.24 99.8%	703,674 100.2%	192.0 526	116.9 320	308.8 846		13,440.02 93.7%	17,163.12 108.3%	12,664.90 95.4%		43,268.04 99.6%		17.77%	
平成25 前年比	125,095.49 99.6%	5,920.89 96.2%	3,522.31 105.1%	134,538.69 99.6%	80,194.06 102.6%	2,784.94 97.7%	1,128.45 92.7%	84,107.45 102.3%	205,289.55 100.8%	8,705.83 96.7%	4,650.76 101.8%	218,646.14 100.6%	704,572 100.1%	191.0 523	119.4 327	310.3 850		13,095.91 97.4%	17,579.15 102.4%	12,288.90 97.0%		42,963.96 99.3%		17.61%	
平成26 前年比	125,494.57 100.3%	5,571.10 94.1%	3,286.81 93.3%	134,352.48 99.9%	82,576.12 103.0%	2,291.90 82.3%	1,028.80 91.2%	85,896.82 102.1%	208,070.69 101.4%	7,863.00 90.3%	4,315.61 92.8%	220,249.30 100.7%	706,027 100.2%	190.29 521	121.66 333	311.96 855		13,089.50 100.0%	17,318.99 98.5%	11,566.56 94.1%	16,121.20	58,096.26 135.2%		22.26%	
平成27 前年比	124,535.74 99.2%	5,364.20 96.3%	3,277.02 99.7%	133,176.96 99.1%	84,329.17 102.1%	2,098.78 91.6%	905.29 88.0%	87,333.24 101.7%	208,864.91 100.4%	7,462.98 94.9%	4,182.31 96.9%	220,510.20 100.1%	707,615 100.2%	188.2 514	123.4 337	311.6 851		13,086.96 100.0%	18,805.38 108.6%	10,861.94 93.9%	16,500.25	59,254.53 102.4%		22.71%	
平成28 前年比	121,407.94 97.5%	4,984.60 92.9%	3,144.93 96.0%	129,537.47 97.3%	85,621.95 101.5%	1,988.39 94.7%	829.94 91.7%	88,440.28 101.3%	207,029.89 99.1%	6,972.99 93.4%	3,974.87 95.0%	217,977.75 98.9%	708,652 100.1%	182.8 501	124.8 342	307.6 843		12,506.47 95.6%	20,085.99 106.8%	10,032.27 92.4%	31,344.40	73,969.13 124.8%		27.21%	
平成29 前年比	119,843.75 98.7%	4,926.75 98.8%	3,224.91 102.5%	127,995.41 98.8%	85,386.08 99.7%	1,930.46 97.1%	971.08 117.0%	88,287.62 99.8%	205,229.83 99.1%	6,857.21 98.3%	4,195.99 105.6%	216,283.03 99.2%	709,188 100.1%	180.5 494	124.5 341	305.0 836		11,863.45 94.9%	19,385.31 96.5%	9,116.67 90.9%	38,986.32	79,351.75 124.4%		28.72%	
平成30 前年比	119,557.33 99.8%	4,905.65 99.6%	3,380.24 104.8%	127,843.22 99.9%	87,681.98 102.7%	2,210.19 114.5%	1,175.98 121.1%	91,068.15 103.1%	207,239.31 101.0%	7,115.84 103.8%	4,556.22 108.6%	218,911.37 101.2%	709,241 100.0%	180.3 494	128.4 352	308.7 846		11,373.13 95.9%	19,740.48 101.8%	8,039.63 88.2%	37,087.44	76,240.68 95.1%		27.68%	
令和元 前年比	121,083.85 101.3%	4,852.35 98.9%	3,792.30 112.2%	129,728.50 101.5%	87,603.18 99.9%	2,876.31 130.1%	1,400.92 119.1%	91,880.41 100.9%	208,687.03 100.7%	7,728.66 108.6%	5,193.22 114.0%	221,608.91 101.2%	708,973 100.0%	183.0 500	129.6 354	312.6 854		10,890.85 95.8%	19,806.05 100.3%	7,159.19 89.0%	38,256.06	76,112.15 103.2%		27.39%	
令和2 前年比	119,586.75 98.8%	5,039.70 103.9%	4,179.37 110.2%	128,805.82 99.3%	80,896.65 92.3%	1,636.73 56.9%	1,356.19 96.8%	83,889.57 91.3%	200,483.40 96.1%	6,676.43 86.4%	5,535.56 106.6%	212,695.39 96.0%	708,155 99.9%	181.9 498	118.5 325	300.4 823		11,697.79 107.4%	19,666.68 99.3%	5,564.12 77.7%	37,426.57	74,355.16 97.7%		27.81%	
令和3 前年比	118,474.35 99.1%	4,498.35 89.3%	4,021.82 96.2%	126,994.52 98.6%	79,044.62 97.7%	1,610.51 98.4%	1,310.98 96.7%	81,966.11 97.7%	197,518.97 97.7%	6,108.86 91.5%	5,332.80 96.3%	208,960.63 98.2%	704,487 99.5%	180.3 494	116.3 319	296.6 813		11,708.69 100.1%	19,234.33 97.8%	4,995.87 89.8%	35,465.65	71,404.54 94.8%		27.34%	
令和4 前年比	115,249.29 97.3%	3,996.02 88.8%	3,935.09 97.8%	123,180.40 97.0%	76,040.81 96.2%	1,789.41 111.1%	1,232.17 94.0%	79,062.39 96.5%	191,290.10 96.8%	5,785.43 94.7%	5,167.26 96.9%	202,242.79 96.8%	702,020 99.6%	175.5 481	112.6 309	288.1 789	43,707.0	15,359.8	9,649.87	16,078.75	4,763.19	38,027.30	68,519.11	1,371.23	26.71%
令和5 前年比	109,245.45 94.8%	3,705.94 92.7%	4,039.79 102.7%	116,991.18 95.0%	74,816.51 98.4%	1,753.67 98.0%	1,092.80 88.7%	77,662.98 98.2%	184,061.96 96.2%	5,459.61 94.4%	5,132.59 99.3%	194,654.16 96.2%	698,671 99.5%	167.4 459	111.2 305	278.6 763	42,605.0	15,248.5	9,442.82	15,557.62	4,079.96	37,430.01	66,510.40	1,401.00	26.88%
令和6 前年比	97,647.47 89.4%	3,335.50 90.0%	4,331.76 107.2%	105,314.73 90.0%	72,866.20 97.4%	1,859.44 106.0%	1,100.43 100.7%	75,826.07 97.6%	170,513.67 92.6%	5,194.94 95.2%	5,432.19 105.8%	181,140.80 93.1%	695,690 99.6%	151.4 415	109.0 299	260.4 713	67,377.9	20,868.3	14,054.64	14,943.29	3,595.74	62,228.24	94,821.91	1,509.95	35.94%

資源(その他)の数値は、鉄くず、家電くず、磁選別、スラグ等の実績。

H17.3.22～御津町及び灘崎町合併によるごみ量含む。H17～御津加茂川環境施設組合含む。

平成18年上段は旧岡山市のみ計上し、下段はH19.1.22から瀬戸町及び建部町合併によるごみ量を含む。下段の人口は3月末を使用。

平成23年度について、H23.9に発生した台風12号による災害ごみ376.48t含む。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源化量計}}{\text{集団回収量} + \text{直接資源化量} + \text{中間処理量(焼却以外)} + \text{直接焼却量} + \text{直接埋立量}}$$

※令和4年度実績から資源化率算定式を一般廃棄物処理実態調査に整合させた。

他都市ごみ等搬入量(単位:t)(上記数値に入っていないもの)

H17	瀬戸内市(可燃)	2,842.56	主野市(可燃)	657.39	H21	瀬戸内市(可燃)	2,761.33	H23	瀬戸内市(可燃)	2743.01	H25	産業廃棄物	622.91	H27	備前市(可燃)	208.72	H29	備前市(可燃)	2961.18	R01	倉敷市(可燃)	5314.20
-----	----------	----------	---------	--------	-----	----------	----------	-----	----------	---------	-----	-------	--------	-----	---------	--------	-----	---------	---------	-----	---------	---------

○ 資源化物収集実績(回収所・拠点回収・事業系は除く)

(単位:トン)

年度	区分	空 き 缶	びん・乾電池	古 紙 ・ 古 布	ペットボトル	蛍 光 管	廃プラスチック	計	うち乾電池等
27		715.1	3,451.3	6,479.9	1,135.4	1.0	12.8	11,795.5	(143.7)
28		688.0	3,281.0	5,937.7	1,157.8	0.4	11.1	11,076.0	(134.1)
29		672.0	3,157.3	5,468.7	1,125.0	0.5	11.1	10,434.6	(135.9)
30		662.1	3,091.7	5,069.3	1,094.8	0.5	10.9	9,929.2	(135.9)
R元		644.2	2,845.4	4,808.2	1,074.3	1.0	11.1	9,384.1	(135.9)
R2		717.4	3,230.3	5,211.0	953.2	1.1	13.0	10,126.0	(159.5)
R3		751.4	3,131.1	5,285.9	891.2	0.5	11.9	10,072.0	(155.0)
R4		700.8	3,004.8	5,015.4	912.5	0.8	10.5	9,644.7	(164.2)
R5		660.2	2,933.2	4,556.4	858.0	0.8	9.8	9,018.4	(141.8)
R6		633.4	2,835.0	4,566.6	840.8	0.6	15.9	8,892.2	(153.2)

○ 焼却場別処理実績

(単位:トン)

年度	区分	岡 南 環 境 セ ン タ ー	当 新 田 環 境 セ ン タ ー	東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	瀬 戸 ク リ ー ン セ ン タ ー	市外処理	計	うち他都市分 焼	う ち 産 業 廃 棄 物
27		50,619.1	55,588.1	108,112.1	-	-	214,319.4	(1,286.0)	(644.5)
28		52,766.8	55,010.2	105,444.2	-	-	213,221.2	(1,395.2)	(1,622.1)
29		49,275.9	54,972.5	109,987.7	-	-	214,236.1	(3,800.3)	(1,881.8)
30		49,589.0	52,599.4	112,662.3	-	-	214,850.6	(2,141.7)	(1,951.0)
R元		49,304.1	55,274.4	115,247.6	-	-	219,826.0	(5,314.2)	(1,962.4)
R2		48,258.0	55,264.0	103,577.0	-	-	207,099.0	(313.6)	(2,098.5)
R3		48,403.1	50,575.5	104,669.0	-	-	203,647.6	(0.0)	(2,044.6)
R4		-	57,019.4	114,012.4	-	24,898.3	195,930.1	(0.0)	(1,959.5)
R5		-	55,183.3	113,107.6	-	20,555.9	188,846.8	(0.0)	(2,097.1)
R6		-	53,210.3	110,084.7	-	12,938.5	176,233.5	(202.8)	(1,885.9)

○ 最終処分場別処理実績

(単位:トン)

年度	区分	三 手 最 終 処 分 場	山 上 新 最 終 処 分 場	計	うち他都市分 理 立
27		-	8,465.1	8,465.1	-
28		-	6,420.1	6,420.1	-
29		-	6,679.1	6,679.1	-
30		-	9,410.5	9,410.5	-
R元		-	9,094.3	9,094.3	-
R2		-	5,811.4	5,811.4	-
R3		-	6,327.5	6,327.5	-
R4		-	6,293.4	6,293.4	-
R5		-	5,440.2	5,440.2	-
R6		-	5,604.0	5,604.0	-

※瀬戸地域については、平成19年1月22日合併以降について反映

○ ごみ収集運搬業者一覧(委託・許可)

(令和7年4月1日現在)

区分	業者 分類	業者 連番	業者名	〒	代表者名	所在地	電話番号
委託	03	001	津高清掃(有)	701-1145	三尾 竜己	岡山市北区横井上1610-4	294-5473
委託	03	002	(有)みさお	701-1204	三棹 伸一	岡山市北区今岡445-7	284-4106
委託	03	003	(有)吉備オカヤマ	701-0165	石原 慎祐	岡山市北区大内田1367-1	292-6860
委託	03	004	(株)カロスアウラ	700-0956	吉國 光和	岡山市南区当新田444-7	245-4334
			〃 (足守)	〃	〃	〃	〃
委託	03	005	キョクトウ(有)	709-0861	寺尾 邦弘	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	952-0384
委託	03	007	(株)岡山美装	701-1211	源 真典	岡山市北区一宮705-3	284-0392
委託	03	008	(株)岡山環境整備工業所	703-8223	川上 治行	岡山市中区長利315-15	279-1355
委託	03	009	(有)御津衛生センター	709-2123	甲元 政利	岡山市北区御津河内1279	724-1184
委託	03	011	灘崎クリーン(有)	709-1203	三宅 直子	岡山市南区西紅陽台二丁目58-422	362-3430
委託	03	012	妹尾産業(有)	701-0206	畑 貞夫	岡山市南区箕島1306-26	282-0521
委託	03	013	迫川清掃(有)	709-1204	神戸 美樹	岡山市南区西高崎62	362-3828
委託	03	014	(株)エイチエム・エコ	709-0851	池田 圭佑	岡山市東区瀬戸町大内1427	953-2555
委託	03	015	岡山廃棄物リサイクル協同組合	700-0975	横田 雅史	岡山市北区今四丁目8-18 グレースⅢ1F	259-0093
13業者							
許可	04	002	(有)井上設備	702-8024	井上 実	岡山市南区浦安南町584-3	263-8745
許可	04	003	(株)リペア	702-8002	植田 慎一郎	岡山市中区桑野480-10	274-1488
許可	04	005	(株)高松清掃	701-1335	八田 達憲	岡山市北区高松784-1	287-2588
許可	04	006	(有)栄和産業	701-2226	川端 弘希	赤磐市由津里2396	086-957-9099
許可	04	007	(有)大賀釣商店	700-0862	大賀 香	岡山市北区清輝本町1-8	222-2826
許可	04	008	(有)岡一総業	704-8196	頼 礼	岡山市東区金田470-1	943-8631
許可	04	009	(株)岡山エンゼル	702-8016	梶井 高士	岡山市南区小串1080	269-2610
許可	04	010	(有)岡山清掃	701-0211	村角 隆幸	岡山市南区東畦821-14	281-0890
許可	04	012	岡山ライフ(株)	703-8282	木村 博文	岡山市中区平井1111-4	277-4080
許可	04	013	キョクトウ(有)	709-0861	寺尾 邦弘	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	952-0384
許可	04	015	(株)研美社	700-0986	油谷 晃幸	岡山市北区新屋敷町二丁目2-20	243-1585
許可	04	016	(株)建美装社	702-8005	小橋 賢之	岡山市中区江崎724-5	277-1112
許可	04	018	(有)岡南美研	702-8055	大北 佳信	岡山市南区築港緑町三丁目13-22	264-1962
許可	04	019	(有)コウノ産業	704-8193	岡田 豊	岡山市東区金岡西町990-12	944-1464
許可	04	020	(株)岡北産業	701-2154	平井 克典	岡山市北区原1534-2	228-0891
許可	04	021	護美飼糧(株)	701-0221	林 克典	岡山市南区藤田2348-6	296-5300
許可	04	022	(有)西大寺清掃事業所	704-8191	中山 一夫	岡山市東区西大寺中野775-1	942-2700
許可	04	023	(有)サンクリーン	701-0221	井上 礼子	岡山市南区藤田2263-6	296-6808
許可	04	024	(株)三心清運社	701-0161	三宅 一正	岡山市北区川入1099-22	292-0123
許可	04	026	(株)サンヨー装備	701-0203	楠 昌道	岡山市南区古新田393-18	282-6155
許可	04	027	(有)新生産業	702-8048	猪原 美和	岡山市南区福吉町24-6	265-0616
許可	04	028	(株)砂川クリーナー	709-0851	川上 裕一	岡山市東区瀬戸町大内1174	953-0112
許可	04	029	青和産業(株)	700-0803	伊関 徳松	岡山市北区北方二丁目1-19	222-1831
許可	04	030	(株)アールエコ	701-0205	八田 達憲	岡山市南区妹尾3273-3	281-4455
許可	04	031	アトラクティブ大永(株)	700-0904	小川 昌作	岡山市北区柳町二丁目4-18	231-0266
許可	04	032	第二岡山美装(有)	700-0046	楠木 昌人	岡山市北区岩井一丁目2-9	252-4330
許可	04	033	第二みさお清掃	701-1204	三棹 伸一	岡山市北区今岡445-7	284-4106
許可	04	034	(株)サピックス	703-8225	浅原 康幸	岡山市中区神下450	279-0001
許可	04	035	中国ビル興業(有)	702-8026	森山 祐枝	岡山市南区浦安本町94-1	902-1059
許可	04	037	(有)坪井金属	702-8042	坪井 規嘉	岡山市南区洲崎一丁目7-7	264-1611
許可	04	038	(株)デベロップ岡山	701-0213	田口 勝	岡山市南区中畦1118-3	298-3125
許可	04	040	(有)ナンブ開発	704-8117	有馬 圭一	岡山市東区西大寺南二丁目6-11	943-2317
許可	04	041	西日本設備管理(株)	700-0944	鬼山 昌典	岡山市南区泉田五丁目10-35	241-5525
許可	04	042	西日本建物管理(株)	700-0824	春木 新矢	岡山市北区内山下二丁目11-18	232-0844
許可	04	043	(株)アスコ令和	700-0921	久山 修	岡山市北区東古松五丁目6-26	223-2300
許可	04	044	(株)ニシテック	709-0635	西本 智亨	岡山市東区草ヶ部1171-1	297-0985
許可	04	045	日本ビル管理(株)	700-0903	山田 久美子	岡山市北区幸町8-29 大樹生命岡山ビル内	225-6272
許可	04	046	(株)カロスアウラ	700-0956	吉國 光和	岡山市南区当新田444-7	245-4334
許可	04	049	(有)ビヨンド	700-0085	森本 一	岡山市北区津島南二丁目5-7	255-7575
許可	04	050	(有)藤田商店	703-8286	藤田 晃二	岡山市中区旭東町二丁目10-15	273-0003
許可	04	051	(株)前田組	704-8107	岡本 直樹	岡山市東区福治534-1	238-5325
許可	04	052	(有)松熊	700-0927	佐藤 旭	岡山市北区西古松88	279-0347
許可	04	053	(有)ウインズ・エコ	701-1145	三尾 智代美	岡山市北区横井上1610-4	294-4313

○ ごみ収集運搬業者一覧(委託・許可)

(令和7年4月1日現在)

区分	業者 分類	業者 連番	業者名	〒	代表者名	所在地	電話番号
許可	04	054	(有)ミゾグチ	701-0221	溝口 幸弘	岡山市南区藤田564-153	296-6998
許可	04	055	(有)グリーンアップ	702-8006	山本 美子	岡山市中区藤崎526-7	274-5138
許可	04	056	岡山商店(株)	702-8001	二宮 健太	岡山市中区沖元445	250-9466
許可	04	057	(株)リサイクル資源化センター	701-0152	高宮 広史	岡山市北区延友189-26	293-3180
許可	04	059	横田商店	700-0942	横田 雅史	岡山市南区豊成一丁目7-14	262-0015
許可	04	062	(有)ダスト産業	701-0221	上中 亨治	岡山市南区藤田496-7	296-4344
許可	04	063	三洋環境(株)	700-0051	小林 寛嗣	岡山市北区下伊福上町8-20	253-7222
許可	04	064	(有)吉美	701-0165	石原 恵一	岡山市北区大内田1367-1	293-1052
許可	04	065	八晃産業令和(株)	703-8282	平井 克典	岡山市中区平井1096-29	276-1542
許可	04	066	(有)アワイクリーン	701-1461	渡邊 伸二	岡山市北区栗井2214	295-2852
許可	04	067	妹尾産業(有)	701-0206	畑 貞夫	岡山市南区箕島1306-26	282-0521
許可	04	069	平林金属(株)	700-0973	平林 実	岡山市北区下中野347-104	246-0011
許可	04	070	(株)頼	704-8162	頼 昌	岡山市東区豊田615-10	948-5106
許可	04	072	(有)ごみゼロ	702-8004	坂本 正美	岡山市中区江並331-99	200-1001
許可	04	073	(有)広島水産加工	737-0004	植田 智	広島県呉市阿賀南六丁目2-10	0823-71-7634
許可	04	075	(有)ジーテック	704-8196	伊永 雅一	岡山市東区金田1197-5	948-9226
許可	04	076	(株)アライエンス岡山	702-8013	内海 紀之	岡山市南区飽浦217-1	267-9550
許可	04	077	NIK環境(株)	711-0907	三宅 正	倉敷市児島上の町一丁目9-67	086-472-1828
許可	04	078	金平鉄鋼(株)	705-0022	金平 仁	備前市東片上2504-6	0869-64-3755
許可	04	079	安田産業(株)	702-8036	安田 猛男	岡山市南区三浜町一丁目1-18	263-3061
許可	04	080	(株)インテックス	700-0935	金山 昇司	岡山市北区神田町一丁目9-19	250-7800
許可	04	081	(株)光岡組	700-0942	光岡 政勝	岡山市南区豊成一丁目1-13	224-5305
許可	04	082	(有)財交便利	700-0944	清水 貴久	岡山市南区泉田一丁目9-10	296-0700
許可	04	084	新明産業(株)岡山支店	701-0221	奥長 義章	岡山市南区藤田2111	296-3587
許可	04	085	(有)京屋産業	702-8031	京深 栄子	岡山市南区福富西三丁目7-17	262-4416
許可	04	086	(有)スマイル産業	702-8005	森山 美代子	岡山市中区江崎462-5	274-7177
許可	04	087	(有)カナミツ商店	700-0941	樋口 京子	岡山市北区青江一丁目1143	238-4414
許可	04	088	(有)トータルプランニング三心	701-0161	三宅 一成	岡山市北区川入1099-22	292-0123
許可	04	089	(有)中田商店	701-0141	中田 博之	岡山市北区白石東新町3-118	252-1922
許可	04	091	(有)岡山クリーン	703-8213	玉井 茂松	岡山市東区藤井178-7	279-4200
許可	04	092	(株)スズキ	701-1145	久山 祥一	岡山市北区横井上1666	080-1649-1978
許可	04	093	(有)技建産業	701-1223	根木 健二	岡山市北区大窪577-1	284-9229
許可	04	094	(有)豊田建運	709-0732	大塚 淳史	赤磐市可真下312-1	086-995-0001
許可	04	096	マテリアルバンク(株)	701-0165	矢吹 哲	岡山市北区大内田1310	250-0071
許可	04	098	(株)シュウケン工業	701-2151	森安 淳	岡山市北区金山寺84-1	228-0008
許可	04	099	(有)ダイテツ商会	700-0961	山木 良奈	岡山市北区北長瀬本町7-12	251-2678
許可	04	100	(有)クリーンエステート	712-8071	仁科 鉄之介	倉敷市水島海岸通二丁目1-10	086-440-6477
許可	04	101	湯浅商店	701-2141	湯浅 尚彦	岡山市北区牟佐555-7	238-9661
許可	04	102	(株)ISC	731-5128	園崎 義雄	広島市佐伯区五日市中央四丁目7-24	082-921-0110
許可	04	103	(株)カネモト	703-8265	金本 倫明	岡山市中区倉田381-5	276-6210
許可	04	105	タマタイ産業(株)	700-0935	大塚 雅司	岡山市北区神田町二丁目1-25	224-3291
許可	04	107	(有)御津衛生センター	709-2121	甲元 政利	岡山市北区御津河内1279	724-1184
許可	04	108	灘崎クリーン(有)	709-1203	三宅 直子	岡山市南区西紅陽台二丁目58-422	362-3430
許可	04	109	迫川清掃(有)	709-1204	神戸 美樹	岡山市南区西高崎62	362-3828
許可	04	111	(株)廃棄物センター	708-0013	河原 淳	津山市二宮870	0868-28-2051
許可	04	113	(株)エイチエム・エコ	709-0851	池田 圭佑	岡山市東区瀬戸町大内1427	953-2555
許可	04	114	(株)美建ビルサービス	710-0016	小林 建雄	倉敷市中庄2248-4	086-463-1351
許可	04	115	(有)リサイクルセンター平島	709-0631	筒井 邦典	岡山市東区東平島27-1	206-1235
許可	04	116	(有)ひらま商店	701-0221	平間 隆	岡山市南区藤田1418-8	239-0123
許可	04	118	(株)大光クリーン	701-0205	眞野 英二	岡山市南区妹尾4209	282-0661
許可	04	119	(株)エコ・インダストリー	700-0053	川相 一美	岡山市北区下伊福本町2-12	898-1166
許可	04	120	(株)ミックマック	701-1211	源 真典	岡山市北区一宮705-3	239-0530
計			95業者				

(2) 生活系排水路の清掃

本庁管内の市道に沿った概ね1m程度の生活系排水路の清掃について町内会の要請等に応じて、計画的に実施している。

また、平成14年度から、町内会の一斉清掃(草・泥)については収集を委託している。

(3) 啓発、広報活動

○広報紙への記事の掲載

広報紙「市民のひろば おかやま」に随時記事を掲載し、市民に理解と協力を呼びかけている。

○パンフレットの作成

ごみ減量・リサイクルガイド「ど～すりや～ええ？」(日本語版・英語版・中国語版・韓国語版・ベトナム語版)を作成配布し、ごみの減量及び正しい出し方などについての理解を呼びかけている。

○ごみ分別アプリの配信

スマートフォン向けアプリ「岡山市ごみ分別アプリ」(日本語版・英語版・中国語版・ベトナム語版)を配信し、ごみ分別辞典、ごみカレンダーなどの機能により、ごみの正しい出し方について周知に努めている。

○マイボトル使用の促進

ごみの減量化の施策として、ワンウェイプラスチックの削減を目的に、市有施設に給水スポットを設置し、マイボトル使用を促進している。

○出前講座

ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策について、ごみゼロ啓発講座・食品ロス講座・環境ごみスクール・環境学習エコブンを実施している。

(4) ごみの減量と資源化

○リサイクル推進員制度

リサイクル推進員は町内会長の推薦により町内会単位に配置し、任期は2年で市と市民のパイプ役として、減量化・資源化のための協力、地域のリサイクル活動を行う。平成18年度まで、報償金として連合町内会に年額3万円、各町内会に推進員1人当り年額1万円を交付していたが、平成19年度から住民組織補助金及び自治振興報償金に統合した。(瀬戸地区・建部地区管内は合併特例区の設置期間終了まで従来どおり。)

リサイクル推進員選出の基準(平成6年度までは1学区5人)

※100世帯未満・・・1名、 100以上500世帯未満・・・2名、 500世帯以上・・・3名

(令和7年4月1日現在 1,863名)

○資源回収推進団体報奨金交付制度

子供会、PTA、町内会などあらかじめ市へ登録した市民団体が、古新聞や古雑誌などの資源化物の回収を行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する。(17年度 6円→ 5円に変更)

○ごみステーション施設整備補助金交付制度(資源化物収集ステーション施設整備を含む)

ごみステーションの清掃保持と町の美化及びごみの効率的な処理を進めるため、町内会等地域の団体が自主的にごみステーションを整備する場合、設置に要する費用に対して、20万円を限度として補助する。平成25年度からは補助対象を拡大し、ごみステーションの修繕、塗装、移転も補助対象となった。令和元年度から、ごみステーションを新設する場合の補助金額を増額し、30万円を限度としている。令和7年度から、ごみステーションを新設する場合の補助金額をさらに増額し、40万円を限度としている。

○資源化物コンテナ収納物置設置費補助金交付制度

資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数等に応じて、15万円を最高限度として補助する。平成25年度から補助対象を拡大し、資源化物コンテナ収納物置の修繕、塗装、移転も補助対象としている。

○ごみステーション管理資材費補助金交付制度

ごみステーションの清掃保持と町の美化及びごみの効率的な処理を進めるため、町内会等がごみステーションを管理するための資材を作製や購入する場合に、その費用の二分の一に相当する額を3万円を限度として補助している。

○資源化物の回収

次の施設で資源化物を回収している。

当新田資源回収所(月～金曜日の8時～15時30分)※祝日も可

西部資源回収所(日～金曜日の8時～16時)※祝日も可

東部資源回収所(日～金曜日の8時～15時)※祝日も可

○リサイクル推進協力店制度

リサイクル推進に積極的な販売店を市が認定する制度で、次の7項目のうち2項目該当すれば協力店として認定される。

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| ①過剰包装の追放、原則簡易包装 | ②トレイの使用削減 |
| ③トレイ・牛乳パック等の店頭回収の実施 | ④リサイクル製品・エコマーク商品の展示、販売 |
| ⑤再生紙の利用促進 | ⑥消費者に対するごみ減量化・リサイクルの呼びかけ |
| ⑦その他独自にごみ減量化・リサイクルに効果のあることを実施 | |

○ペットボトルの拠点回収

市内のデパート、ショッピングセンター、スーパー等の店舗に回収箱を設置し、ペットボトルを回収する。(令和7年4月1日現在 53店舗)

市内のコンビニエンスストアにおいて、各店舗が設置するペットボトル回収機によるペットボトルの再資源化(ペットボトル to ペットボトル)を支援している。(令和6年7月1日現在 85店舗)

○空き缶・ガラスびん・蛍光灯の拠点回収

区役所・公民館等の市有施設で、開館日の開館時刻から午後5時まで、空き缶(スプレー缶含む)・ガラスびん・蛍光灯を回収する。(令和7年3月末現在 42ヶ所)

○使用済みステンレス製ボトルの回収

公民館に専用のステンレス製ボトル回収ボックスを設置し、使用済みステンレス製ボトルを回収する。(令和7年6月末現在 37ヶ所)また、市内の小学校4年生を対象とした環境ごみスクールでも回収を行っている。

○民間協力事業者での資源化物拠点回収

市内のリサイクル業者の協力により、業者の敷地に資源化物回収所を設置し回収する。(令和7年4月1日現在 29箇所)

○登録電器店での蛍光灯の回収

市内の登録電器店(大規模店を除く)に回収箱を設置し、蛍光灯を回収する。(令和7年4月1日現在 105店舗)

○小型家電の回収

市内の電器店、ホームセンター等の協力店での対面回収、市有施設でのボックス回収等により、小型家電を回収する。(令和7年4月1日現在 協力店100店舗、市有施設5箇所、資源回収所3箇所)

○事業系廃棄物減量計画書

ごみの減量化、リサイクルをより一層推進するため、事業系ごみに関する規定を設け、一定規模以上の事業者(延床面積1,000㎡超の大規模小売店舗と延床面積3,000㎡以上の特定建築物)に「事業系廃棄物減量計画書」の提出、「事業系廃棄物管理責任者」の選任及び「事業系廃棄物などの保管場所の設置」等を義務づけている。

○岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会

事業系一般廃棄物の減量化と資源化を推進するため、事業系一般廃棄物を排出する事業者及び団体、収集運搬事業者の団体、資源化業者の団体を構成員として平成16年8月に発足。この協議会では岡山市及び関係事業者等との意見交換をはじめ、減量化・資源化に関する施策の企画調整や提言など行っている。

○岡山市エコ技術研究会

産・学・官・民が協働して、廃棄物処理・リサイクル技術の研究、廃棄物問題を中心とした環境問題に関する情報発信、市民啓発、人材育成などの場として岡山市エコ技術研究会を平成15年7月28日に設立した。平成16年度は、各個別テーマごとに12の分科会をつくり、調査研究事業を始め、平成17年度からは、さらに分科会活動を進めるとともに、分科会相互の情報交換や交流を図っている。

○生ごみ処理容器購入費補助制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、あわせてごみの減量を促進するため、生ごみ処理容器を購入する場合、機種に応じた補助金を世帯を対象に交付している。(令和6年度実績 電気式 246台 コンポスト等 122台)

○からす等防護ネット貸与制度

からす等によるごみの散乱被害のおそれがあるごみステーションを管理する町内会等に防護ネットを貸与する。(令和6年度実績 大297枚 小154枚)

○桃太郎のまち岡山ダンボールコンポスト

家庭から出る生ごみを減量化するため、ダンボールコンポストを活用して、生ごみの堆肥化を促進し、市内の農園で活用している。

○ 各種補助実績

年度 \ 項目	資源回収用 物置設置費	ごみステーション 施設整備	資源化物ステーション 施設整備	資源回収用コンテナ 収納物置設置	ごみステーション 管理資材費
R2	1件	222件	21件	5件	
R3	0件	232件	20件	4件	
R4	1件	203件	27件	8件	
R5	0件	174件	22件	8件	
R6	0件	151件	21件	3件	

○ 資源回収推進団体実績

	実 施 団 体 数	回 収 重 量 (kg)	報 奨 金 額	うち追加報奨金額
R2	772	5, 441, 237	27, 206, 165	－
R3	723	4, 870, 974	24, 354, 870	－
R4	689	4, 655, 975	23, 279, 877	－
R5	635	3, 986, 399	19, 931, 995	－
R6	583	3, 502, 333	17, 511, 665	－

(5) 環境美化

○ 不法投棄防止対策

岡山市では平成13年5月30日に「岡山市不法投棄防止対策連絡協議会」を立ち上げ、連合町内会及び連合婦人会などの市民団体、新聞及び飲料水販売、タクシー会社などの事業者、国県の河川・道路管理者などに不法投棄の監視・啓発・情報提供をお願いし、県警察にも警備の強化等をお願いしている。また、この協議会では岡山市内を6ブロックに分け、各地区に幹事会を設置し、地域の実情にあった不法投棄防止対策に関する協議を行っている。

市役所内においても、関係各課で連携を図るとともに、13年9月から岡南環境センター内に緊急環境対策室を設けた。15年4月からは環境事業課内に指導対策係を設け、専用電話で不法投棄の通報、情報提供を受け、現地調査等を行った。その後、29年4月に北区・中区・南区ごみ対策班を、令和5年4月に東区ごみ対策班を設置し、不法投棄の処理及び対策を行っている。

不法投棄対応実績

(単位:件)

	不法投棄 件数	ルーム エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	家電4品目計
令和2年度	2,740	2	53	27	14	96
令和3年度	2,465	4	44	15	8	71
令和4年度	1,298	5	30	12	5	52
令和5年度	1,133	1	28	11	2	42
令和6年度	3,721	2	23	5	4	34

○ 美しく快適なまちづくりの推進

市、市民、事業者それぞれの責任を明らかにするとともに、美しく快適なまちづくりを協働で推進することを目的として、平成19年4月1日から「美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」を施行した。

(ア) 「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」で定めている主な責務

市民の責務	・自宅周辺の清掃活動や、ごみの持ち帰り ・路上喫煙に当たっては、他人への影響の配慮
事業者のつとめ	・従業員への美化意識の啓発 ・消費者への美化意識の啓発 ・事業所周辺や事業を行う地域の清掃活動
市のつとめ	・市民、事業者に対して美化活動、啓発活動に関する施策の積極的な実施

(イ) 条例上の規制

(i) 市内全域でポイ捨ての禁止

(ii) 路上喫煙制限区域内の公共の場所では、市が認定した喫煙場所以外では喫煙を制限

(iii) 容器入りの飲料又は食料を自動販売機により販売する事業者に対して、回収容器の設置及び適正管理の義務を課す。

(ウ) 美しいまちづくりの日

この条例の目的を達成するため、毎月第3日曜日を「美しいまちづくりの日」と定め、市、市民、事業者による美化活動の推進を図る。

市内の事業者と連携し、美しいまちづくりのため美化啓発看板の公共施設等への設置を促進する。

また、自動販売機横の回収容器については、回収対象物以外のごみの混入を抑制するための新機能リサイクルボックスの導入を促進する。

○ 放置自動車防止条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより地域的美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに市民の快適な生活環境の維持を図るため、平成9年1月に「岡山市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を施行した。

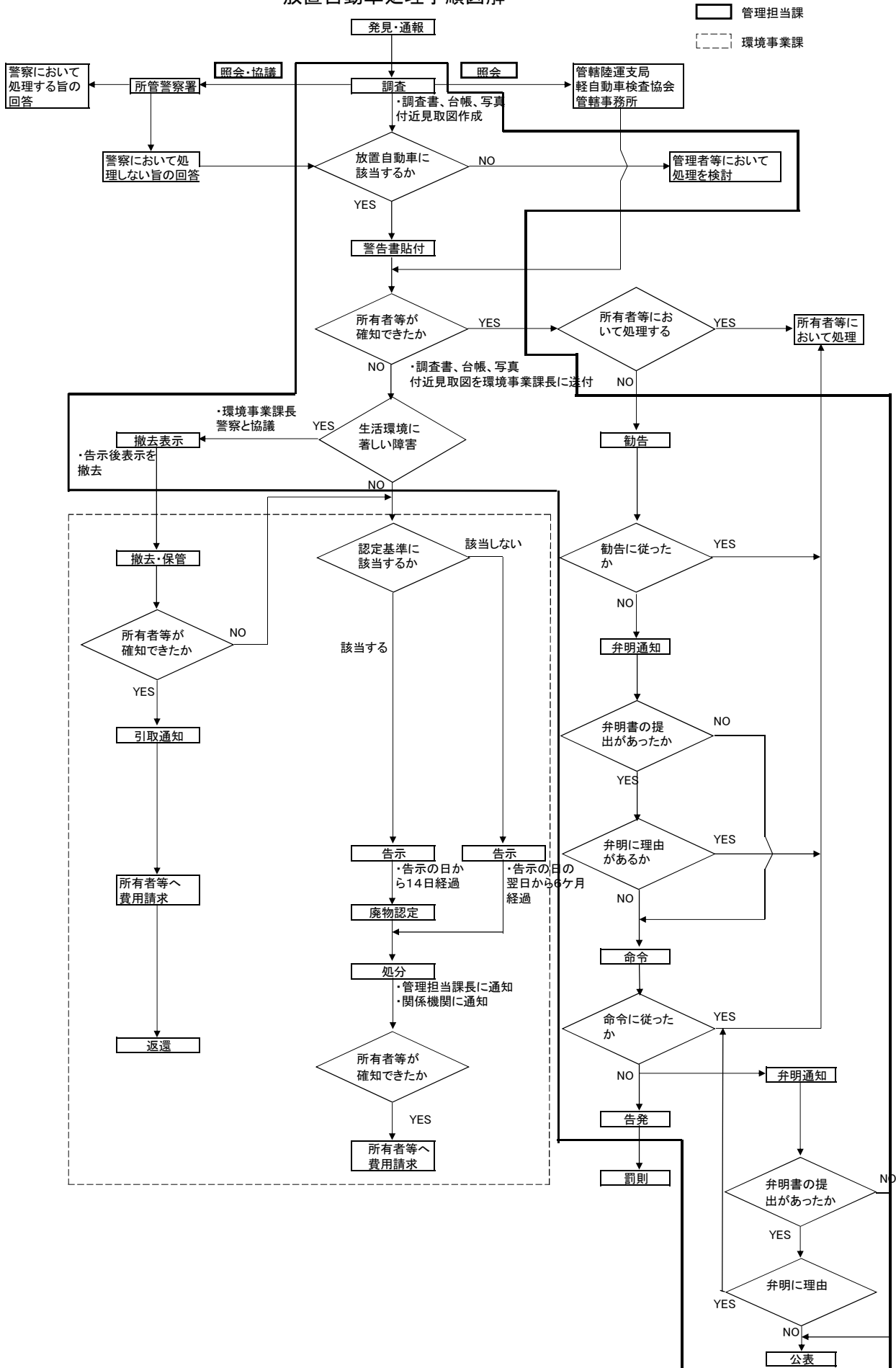
放置自動車の処理手続きは、通報に基づいて管理担当課が現地調査を行い、その結果所有者が判明したものについては、所有者による撤去を要請する。また、所有者が判明しないものは、廃棄物認定の基準に基づいて処分する。

放置自動車処分実績

(単位:台)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	0	0	0	0	0	0

放置自動車処理手順図解



3 し尿処理

し尿処理の状況

岡山市におけるし尿と浄化槽汚泥の収集処理量は、令和6年度実績で、175,664k1/年（し尿33,937k1/年、浄化槽汚泥141,727k1/年）となっている。御津・灘崎・建部・瀬戸町合併前の旧岡山市区域分は164,028k1/年（し尿29,109k1/年、浄化槽汚泥134,919k1/年）となっている。

岡山市区域のし尿については、令和元年度から令和6年度までで11.8%下がっており、減少傾向にある。また、浄化槽汚泥については平成29年度以降は横ばいの状況である。

し尿の収集運搬は、市直営と許可業者8社で業務にあたっており、浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬については許可業者12社があたっている。

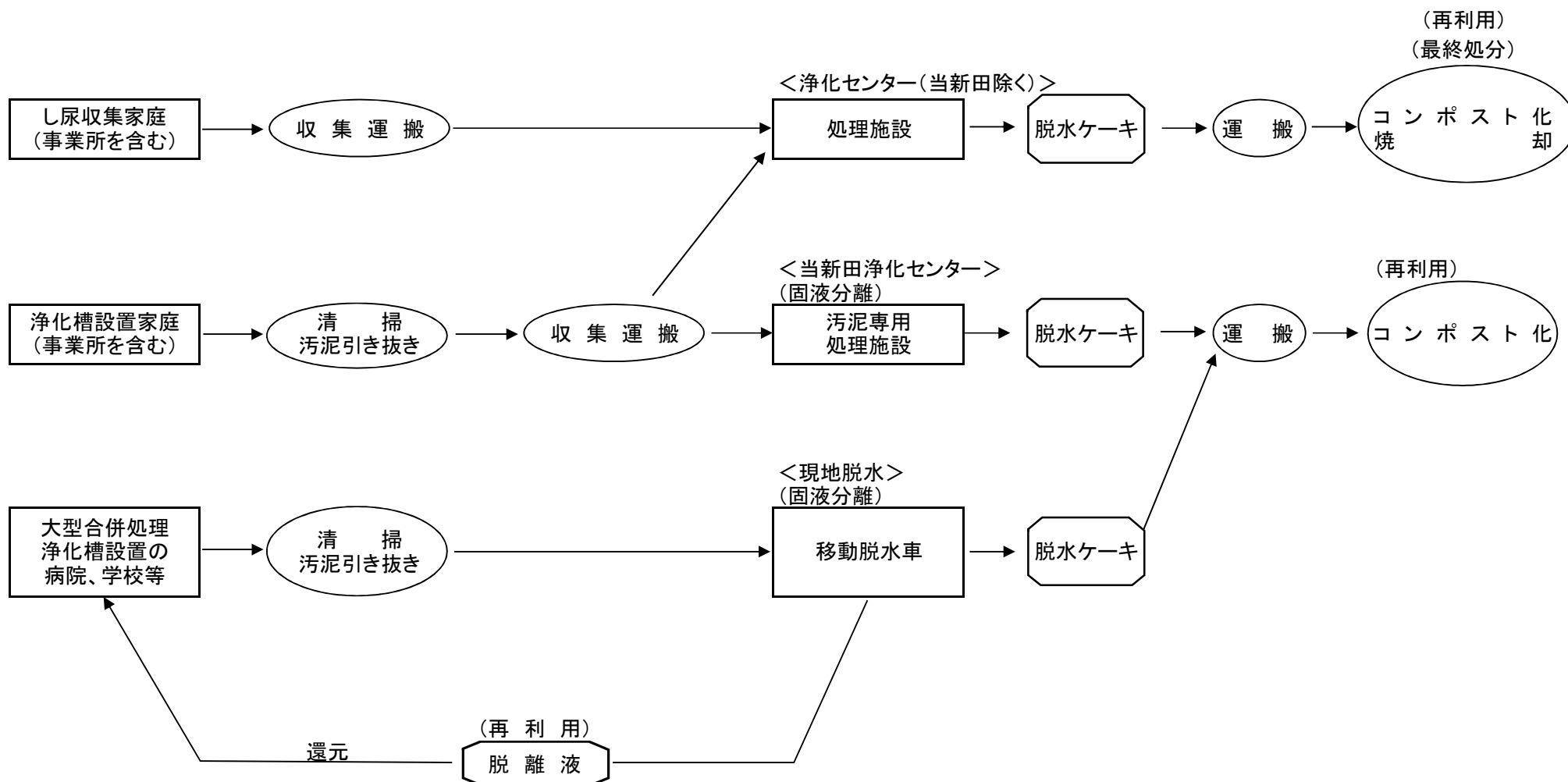
処理については、昭和54年8月に海洋投棄を廃止後、離島である犬島には、昭和62年3月に犬島浄化センターを建設し処理を行っており、一宮浄化センターをはじめとする6か所の処理施設へ計画的に搬入している。

また、急増した浄化槽汚泥の円滑な処理を行うため、移動脱水車による現地での固液分離業務、さらに浄化槽汚泥処理専用施設である当新田浄化センターが昭和60年4月から稼働している。

今後は下水道の整備、普及により、し尿の処理量はさらに減少していくと考えられる。また、下水道の供用が開始されていない区域では、市民の水洗化志向と昭和63年度からの家庭用小型合併処理浄化槽の設置補助制度に伴い、小型合併処理浄化槽の設置がされているが、浄化槽汚泥の処理量は全体としてほぼ横ばい状況にあるものの今後は減少傾向になっていくと考えられる。

今後とも、し尿と浄化槽汚泥の収集量に応じた適切な処理が必要である。

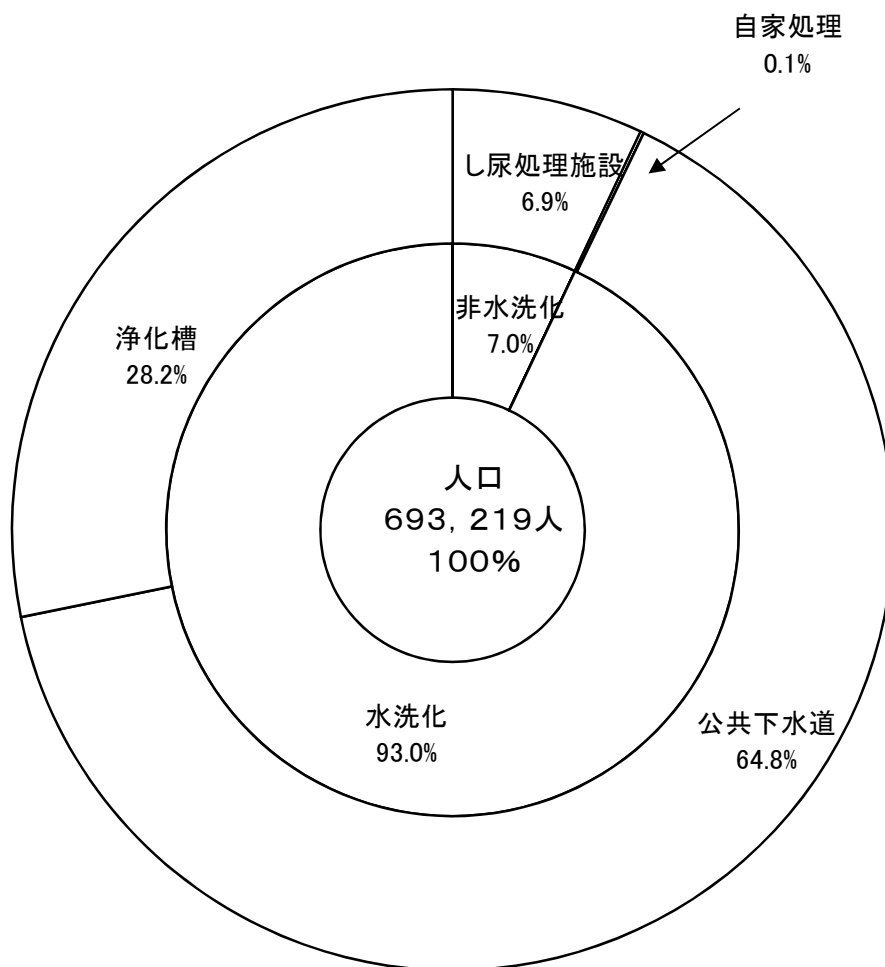
○ 岡山市のし尿(浄化槽汚泥を含む)処理フローシート



○ ㄠ尿处理人口・世帯数

(令和7年3月31日推計)

区分	人口(人)	世帯数(世帯)
行政区域内	693,219	342,220
非水洗化	48,809	24,044
ㄠ尿处理施設	48,713	23,997
自家处理	96	47
水洗化	644,410	318,176
公共下水道	448,886	221,126
浄化槽	195,524	97,050

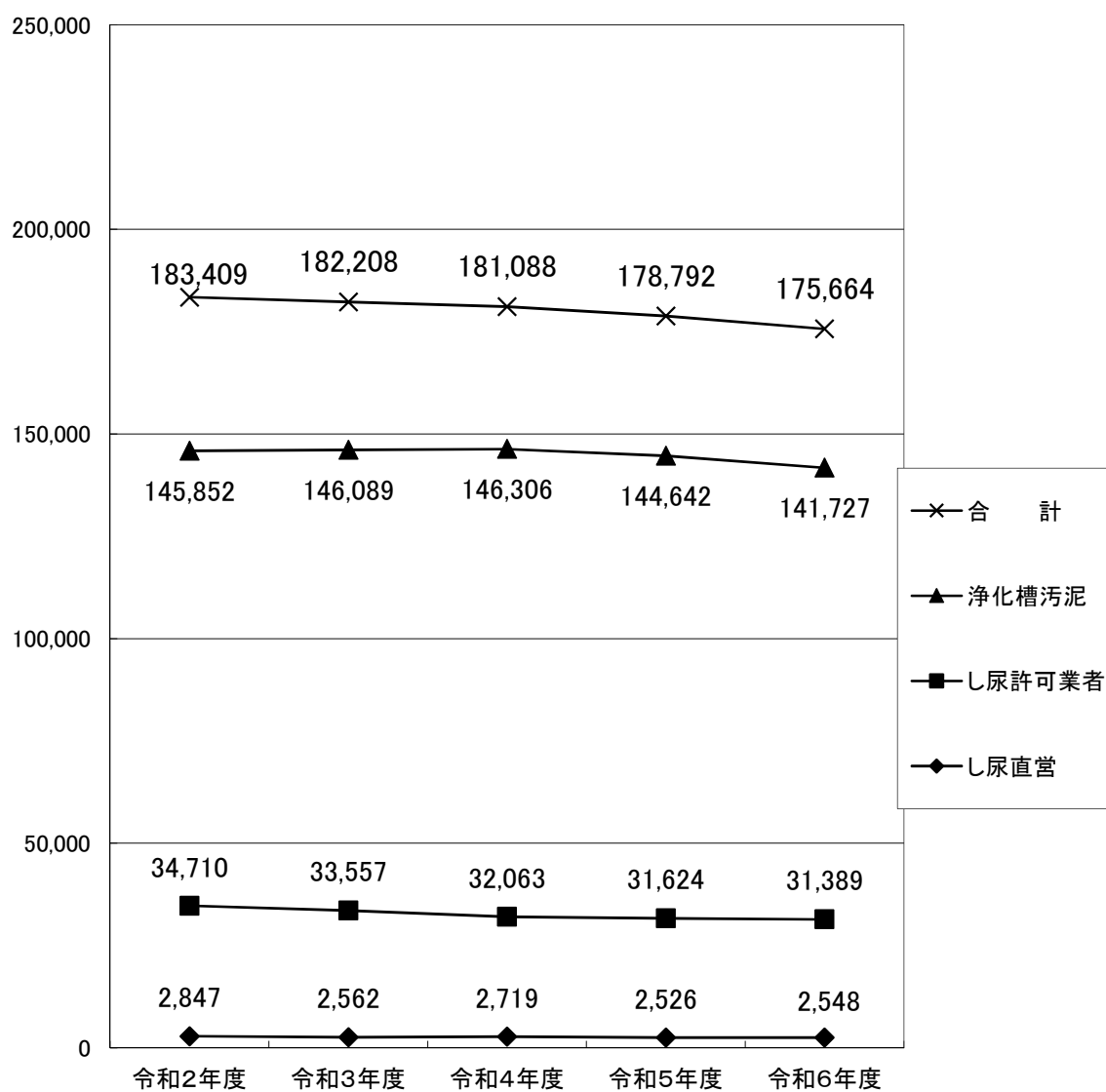


○ し尿収集実績

(単位:KI)

区 別 \ 年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生 し 尿	直 営	2,847	2,562	2,719	2,526	2,548
	許 可 業 者	34,710	33,557	32,063	31,624	31,389
	小 計	37,557	36,119	34,782	34,150	33,937
浄 化 槽 汚 泥		145,852	146,089	146,306	144,642	141,727
合 計		183,409	182,208	181,088	178,792	175,664

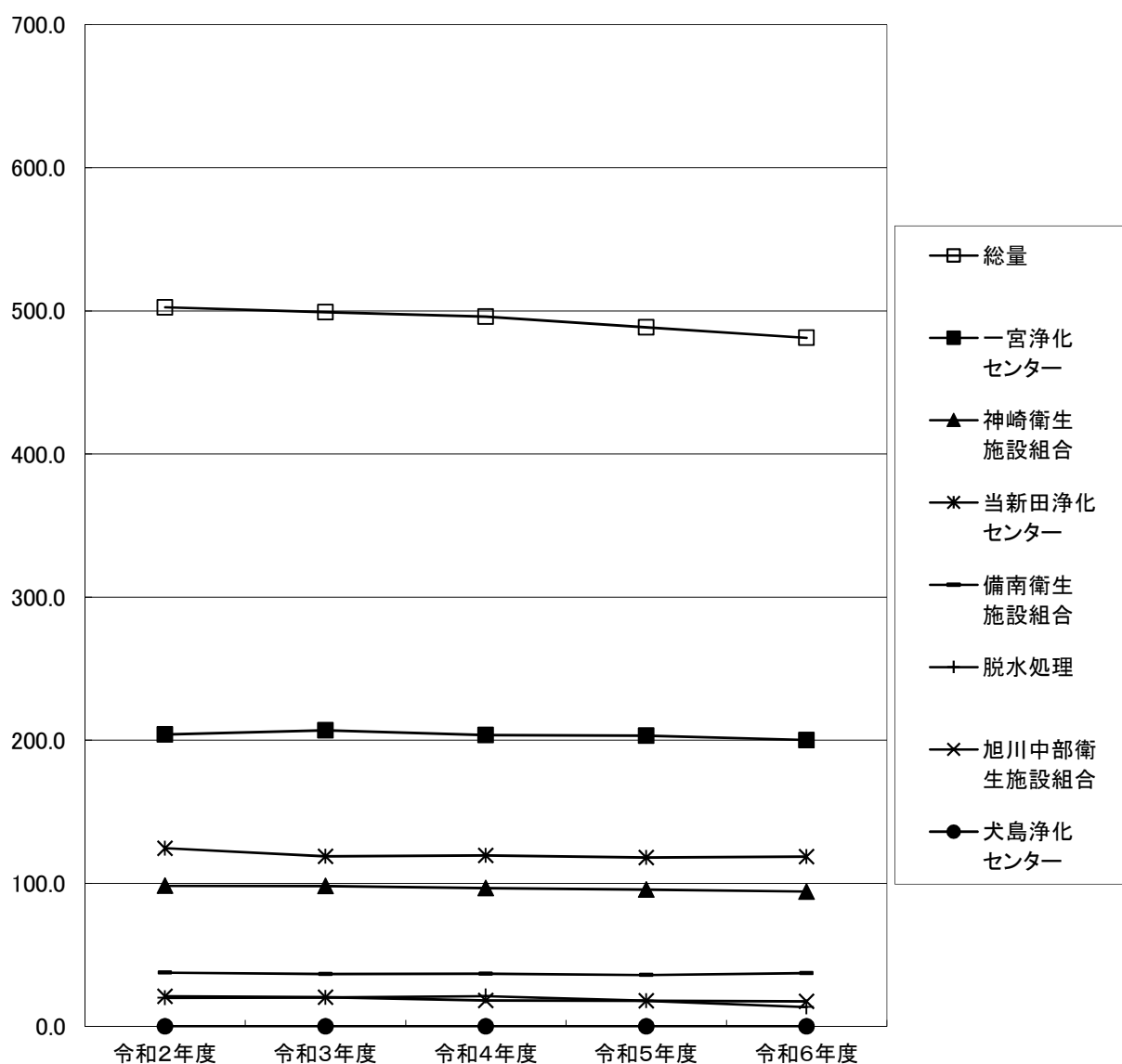
○ 直営・業者別収集量の推移



○ 施設別処理日量の推移

(単位:KI)

区 別 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一 宮 浄 化 セ ン タ ー	204.1	206.9	203.6	203.2	200.1
神 崎 衛 生 施 設 組 合	98.2	98.1	96.6	95.5	94.2
備 南 衛 生 施 設 組 合	37.6	36.7	36.9	35.9	37.2
旭 川 中 部 衛 生 施 設 組 合	18.0	18.3	18.2	17.9	17.5
当 新 田 浄 化 セ ン タ ー	124.5	118.8	119.5	118.0	118.6
犬 島 浄 化 セ ン タ ー	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
脱 水 処 理	20.0	20.3	21.2	18.0	13.5
総 量	502.5	499.2	496.1	488.6	481.2



○ 浄化槽設置基数の推移

(単位:基)

区 別 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単 独	27,653	24,355	23,356	22,981	22,653
合 併 (小 型 合 併)	37,648 (36,909)	37,942 (37,232)	38,391 (37,714)	38,880 (38,183)	39,516 (38,817)
合 計	65,301	62,297	61,747	61,861	62,169

※小型合併であげた数は、50人槽以下の小型合併浄化槽の数(合併の内数)である。

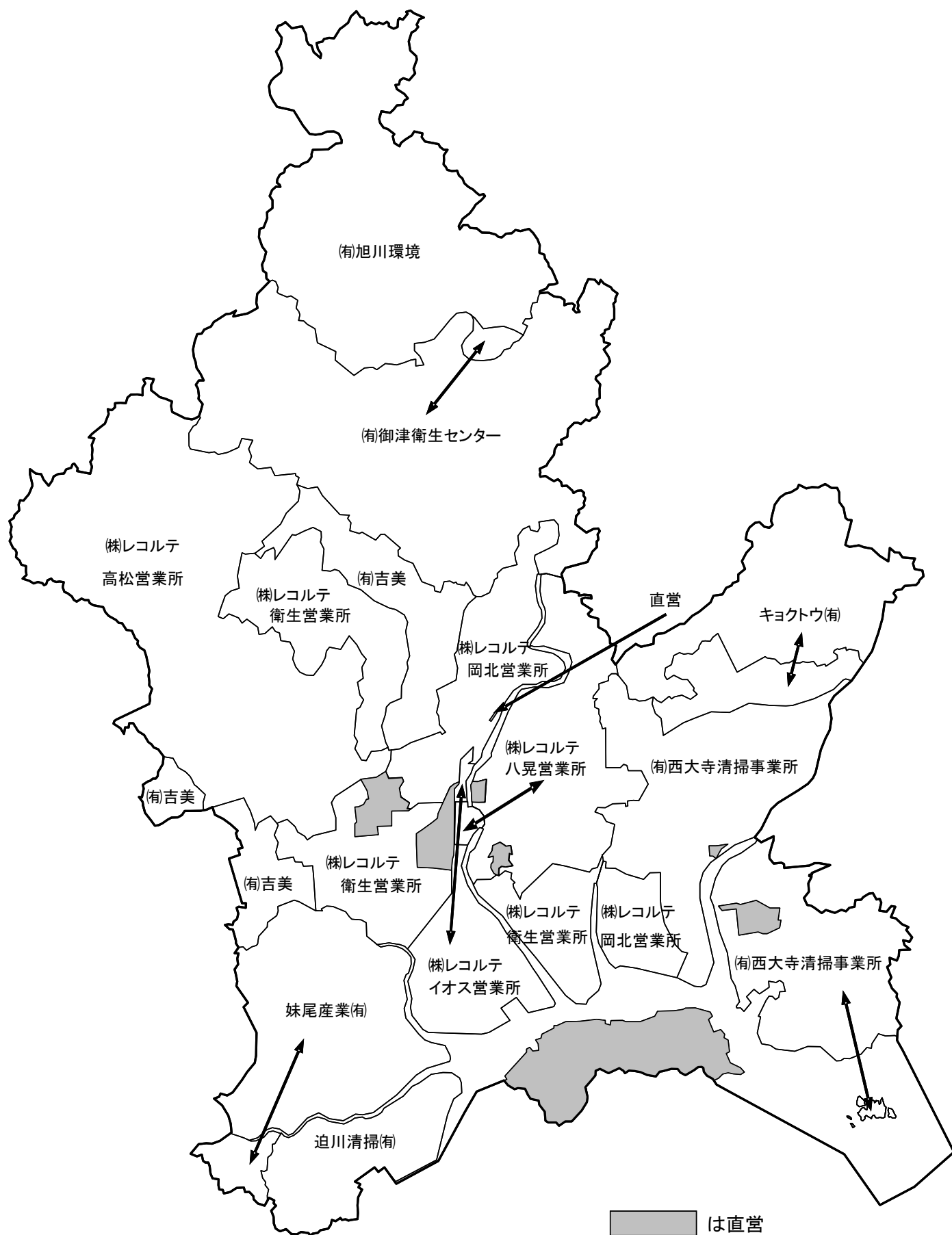
参考 合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付基数

(単位:基)

区 別 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5 人 槽	571	577	629	556	569
7 人 槽	151	137	136	100	117
10 人 槽	15	13	17	11	6
11 ~ 50 人 槽	0	2	0	1	3
合 計	737	729	782	668	695

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

し尿収集区域図



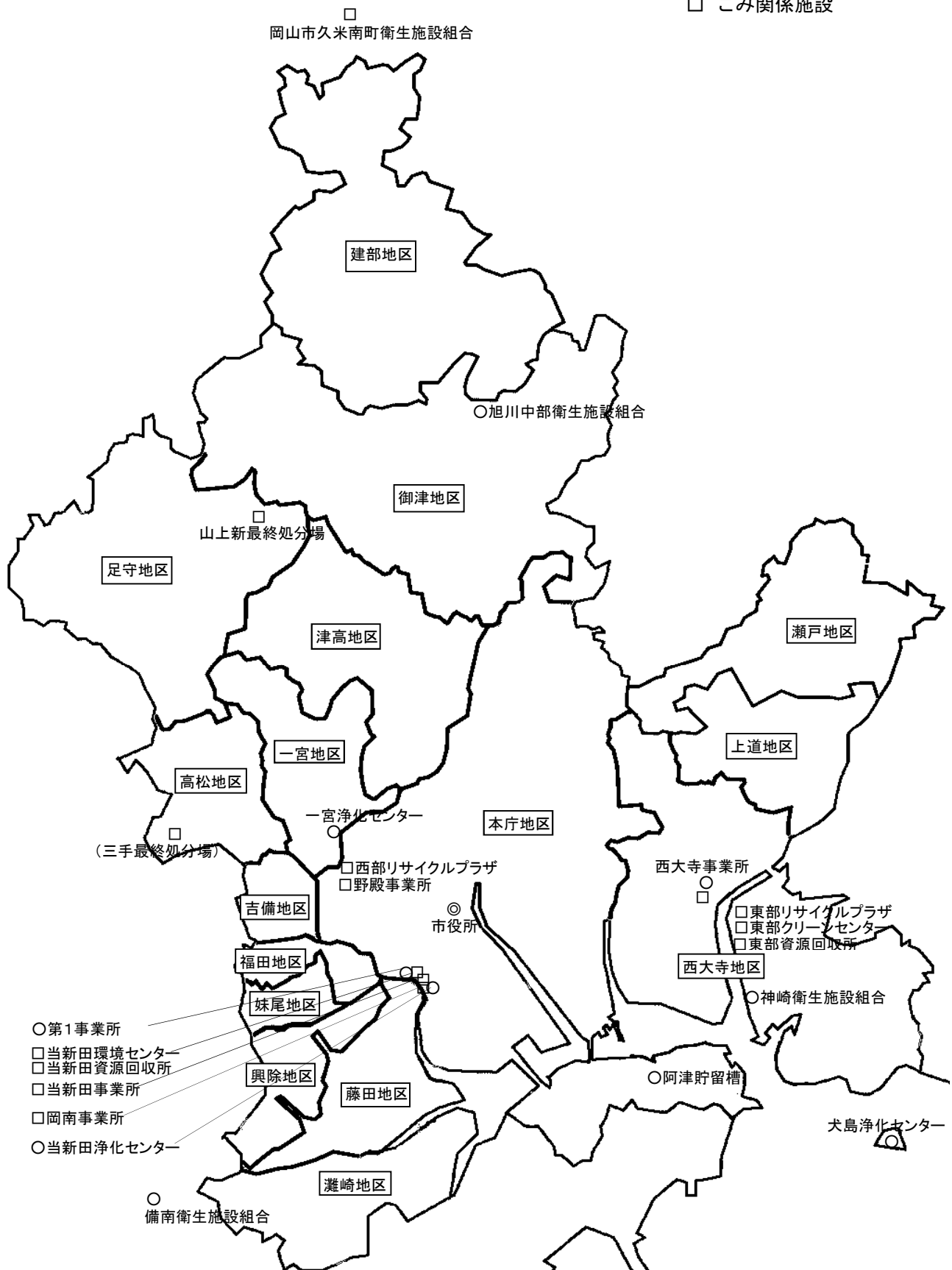
4 清掃関係施設・車両

(令和7年4月1日現在)

(1) 清掃関係施設所在地

○ し尿関係施設

□ ごみ関係施設



(2) 清掃施設等一覧表

(令和7年4月1日現在)

施設等		所在地	電話番号	備考
本庁	環境事業課	700-8554 岡山市北区大供一丁目2-3	(086) 803-1000 (代表)	
	産業廃棄物対策課			
	環境施設課			
し尿 関係 施設	第1事業所	700-0956 岡山市南区当新田485-1	(086) 243-2771	し尿収集
	一宮浄化センター	701-1211 岡山市北区一宮217	(086) 284-0080	
	神崎衛生施設組合 (神崎処理場)	704-8138 岡山市東区神崎町2676	(086) 946-8002	構成〔岡山市・瀬戸内市〕
	備南衛生施設組合 (清鶴苑)	710-1101 倉敷市茶屋町1919	(086) 428-1261	構成〔岡山市・倉敷市 ・早島町〕
	旭川中部衛生施設組合 (旭清苑)	709-2131 岡山市北区御津鹿瀬650	(086) 724-1503	構成〔岡山市・吉備中央町 ・久米南町〕
	当新田浄化センター	700-0956 岡山市南区当新田488-4		浄化槽汚泥専用
	犬島浄化センター	704-8153 岡山市東区犬島179		
	阿津貯留槽	702-8015 岡山市南区阿津大河原尻地先		
ごみ 関係 施設	野殿事業所	700-0066 岡山市北区野殿西町1-5	(086) 214-5841	ごみ・資源化物収集
	当新田事業所	700-0956 岡山市南区当新田486-1	(086) 241-6185	
	岡南事業所	700-0956 岡山市南区当新田433-1	(086) 244-1515	
	西大寺事業所	704-8112 岡山市東区西大寺上二丁目6-61	(086) 944-5034	ごみ・し尿収集
	東部リサイクルプラザ	704-8122 岡山市東区西大寺新地453-5	(086) 944-7122	不燃ごみ・粗大ごみ処理 資源選別・リユース
	西部リサイクルプラザ	700-0066 岡山市北区野殿西町428-2	(086) 214-2650	
	東部クリーンセンター	704-8122 岡山市東区西大寺新地453-5	(086) 944-7071	ごみ焼却
	当新田環境センター	700-0956 岡山市南区当新田486-1	(086) 246-5145	
	岡山市久米南町衛生施設組合	709-3626 久米郡久米南町上神目313-6	(086) 722-1294	構成〔岡山市・久米南町〕
	山上埋立管理事務所 (山上新最終処分場)	701-1526 岡山市北区山上152	(086) 295-2621	
	三手最終処分場	701-1353 岡山市北区三手108-1		

(3) 保有車両

※リース車両を含む

(令和7年4月1日現在)

			本庁	各事業所					各センター等					計
			環境事業課	第1事業所	野殿事業所	当新田事業所	岡南事業所	西大寺事業所	セ東部ンクリン	プ東部リサイクザル	セ当ン新田環境	事山上埋立管理所	セーン宮タ浄化	
し尿収集	バキューム車	1.8kl		5				2					1	8
		3.6kl		3										3
		0.35kl						2						2
ごみ収集	パッカー車	2t			16	16	17	5						54
		2.5t			1		2							3
		2.8t			2	4	2	2						10
		3t				1	1							2
	プレスパッカー車	2t	2		2	2	2							8
		3t				1	1							2
	ダンプ車	2t	3		1	1	2	3						10
		2.5t					1							1
		3t			2	2								4
	トラック	2t			1	1	0	2						4
		3t	1											1
	軽トラック等		17		10	12	12	5						56
ごみ処理	灰運搬車	8t										1		1
	散水車											1		1
	コンパクター											1		1
	油圧ショベル											2		2
	ダンプ車	2t							1	1		1		3
		4t										1		1
	トラック	2t										1		1
	軽トラック									1	1	4		6
	高圧洗浄車											1		
	吸引車											1	1	1
計			23	8	35	40	40	21	1	2	1	14	2	187

(4) ごみ処理施設

(ア) 焼却処分施設

名 称	東部クリーンセンター	岡南環境センター（建替え中）		当新田環境センター
		改修前	改修後	
所 在 地	東区西大寺新地453番地の5 TEL (086) 944-7071	南区豊成一丁目4番1号 TEL (086) 233-7490		南区当新田486番地1 TEL (086) 246-5145
敷 地 面 積	63,878.70㎡ (リサイクルプラザを含む)	15,858.81㎡		20,904㎡
建 築 面 積	焼却棟： 8,352.72㎡ 管理棟： 796.60㎡	4,933.98㎡		3,585.63㎡
延 床 面 積	焼却棟： 18,910.29㎡ 管理棟： 2,323.60㎡	15,816.74㎡（焼却関係及び 収集関係を含む）		9,377.29㎡
着 工 年 月 日	平成9年11月8日	昭和50年12月25日	平成13年6月26日	平成2年9月22日
完 工 年 月 日	平成13年7月31日	昭和53年12月20日	平成15年2月28日	平成6年1月31日
焼 却 能 力	450t/24H（150t×3基）	450t/24H （150t×3基）	220t/24H （110t×2基）	300t/24H（150t×2基）
焼 却 炉 型 式	全連続燃焼式（流動床炉）	全連続燃焼式（ストーカ炉）		全連続燃焼式（流動床炉）
灰 溶 融 処 理 能	39t/24H （39t×2基 1基は予備）	26t/24H		
灰 溶 融 方 式	直流電気抵抗式	表面溶融式		
建 設 規 模	焼却棟 地上5階地下3階 鉄骨鉄筋コンクリート造 （幅74m 長さ125.5m 高さ38.7m） 管理棟 地上3階 鉄筋コンクリート造 （幅18m 長さ43m 高さ12.4m）	地上4階地下2階 （地上26.4m 地下14.7m） 鉄骨鉄筋コンクリート造 （幅45.6m 長さ90m）		地上6階地下2階 鉄骨鉄筋コンクリート造 （幅43m 長さ78m 高さ30.9m）
煙 突	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上100m	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上56.5m		鉄骨鉄筋コンクリート造 地上57m
建 設 費	13,576,500千円	6,470,000千円	2,444,400千円	12,493,900千円
運 営	受入業務－直営 運営管理－委託	直営	受入業務－直営 運営管理－委託	受入業務－直営 運営管理－委託
熱 利 用	発電、場内冷暖房、給湯 蒸気供給（東部リサイクルプラ ザ、東部健康増進施設） 電気供給（東部リサイクルプラ ザ、吉井川浄化センター、一宮浄 化センター）	発電、場内冷暖房、給湯 温水プール蒸気供給		発電、場内冷暖房、給湯 当新田事業所電気供給・給湯 蒸気供給（当新田健康増進施設）
付 帯 設 備	—	剪断式破砕機		—
メ ー カ ー	（株） I H I	（株） タクマ	内海プラント（株）	（株） 荏原製作所
備 考		改修内容 ・排ガス高度処理設備 ・灰溶融設備 平成22年度末 灰溶融設備停止 平成25・26年度 延命化工事 令和4年3月 岡南環境センター廃止		改修内容 ・灰出設備改造工事 （セメント原料化）

○ 東部クリーンセンターの概要

本施設は、平成 9 年 11 月 8 日に建設着手し、平成 13 年 8 月 1 日から本格稼働している。

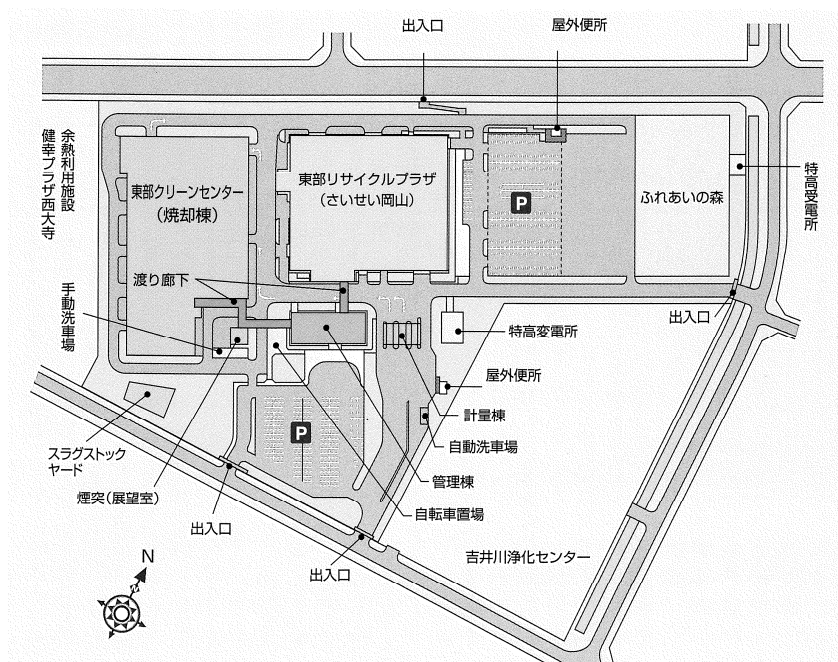
焼却ごみは、サーマルリサイクルするとともに、焼却残渣は、熔融し無害化処理を行うことにより、再資源化を図るなど、資源循環型社会を旨とした施設となっている。

サーマルリサイクルとしては、熱エネルギーを冷暖房、給湯、発電に利用し、最大発電能力は 12,100kW を有している。また、隣接する東部健康増進施設へ蒸気を供給し、発電、温水プールの加熱等に利用している。

熔融スラグは、再生アスファルト混合物骨材等として利用されている。

平成 28 年度から、一部の焼却灰等（不燃物）については最終処分場の延命化及び資源化率の向上を図るため、セメント原料化を行っている。

<施設配置図>



<施設写真>



○ 当新田環境センターの概要

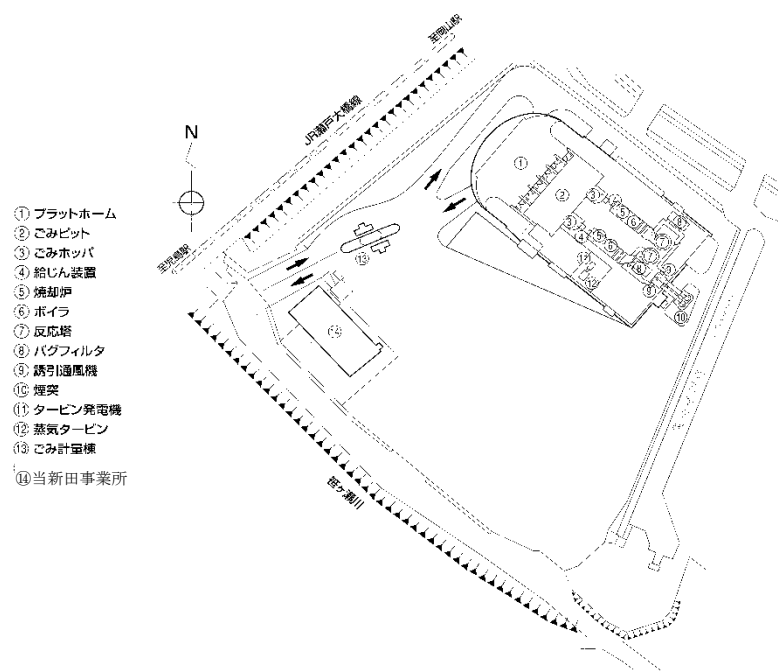
当新田焼却場が建設後 25 年余りを経過し、施設の老朽化が著しく、経済活動の活発化、生活様式の多様化に伴うごみの増加に対応できなくなってきたため、平成 2 年 9 月建設に着手し、平成 6 年 2 月から稼動している。

余熱利用としては、センター内の冷暖房、給湯、さらに蒸気タービンによる自家発電を行い、その電力を本施設で使用するだけでなく、余剰電力は、電力会社に売電している。

また、隣接する当新田健康増進施設へ蒸気を供給し、発電、温水プールの加温等に利用している。

平成 23 年度から、焼却残渣については最終処分場の延命化及び資源化率の向上を図るため、セメント原料化を行っている。

＜施設配置図＞



＜施設写真＞

